

外務省主催事業

2010年度 外務省NGO研究会

# マイノリティ支援 事業報告書

2011年3月発行

 認定NPO法人 Japan Association for Refugees  
**難民支援協会**

## はじめに

本報告書は、特定非営利活動法人難民支援協会が外務省からの委託を受け、2010 年度に実施した NGO 研究会「マイノリティ支援」の事業成果をまとめたものです。

1990 年代後半から、「Rights Based Approach(権利に基づくアプローチ)」が援助に関わる人たち間で紹介され、援助を受ける側の権利が意識されるようになってきました。こういった潮流を受け、NGO 研究会ではこれまでも、受益者の権利に配慮した事業形成のあり方についての法的な基礎や、クラスターアプローチの中で権利配慮を中心化させていくことについて学んできました。今年度は「マイノリティ支援」と題して、援助を最も必要としつつもそれが届きにくい受益者(マイノリティ)にいかに関心すべきかを、プロテクションの視点から学びました。

世界各国における人道支援においては、これまで緊急を要するために効率性のみが優先され、そのためにいわゆる可視化できる人＝多数者(マジョリティ)を中心として事業が実施される傾向にありました。例えば、被災地で配給を行う際、健康な男性で、配給の列に並べる人のみが支援を受け取っており、マイノリティ(少数者)である女性(とりわけ保守的な文化の中で男性の同伴なしでは外出ができない等)、障がい者、子ども、高齢者、そもそも配給のチラシを読むことができない文字が読めない人など、様々なマイノリティが配給から漏れてしまうおそれがありました。近年、そのようなマイノリティの視点も入れて事業計画・実施等を行う必要性が指摘されており、マイノリティの保護を含めたプロテクションは各団体が「知っておくべき事」としての性格を強めています。また、子どもや女性の保護といったプロテクション単体としての事業実施ではなく、水・衛生、食糧配布等他セクターにおいても支援から漏れてしまいがちなマイノリティにも配慮して事業を行う旨の最低限の基準が示されています。

本 NGO 研究会では、オーストラリアにおける人道支援 NGO が作成したプロテクション・ガイドラインである *Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response, Field Testing Version* を用いたプロテクションの学習(第 3 回ワークショップ)と、その実践としてマイノリティに配慮した各クラスター毎の事業運営(第 1 回ワークショップ:南スーダン・ジンバブエにおける水・衛生事業、第 2 回ワークショップ:アフガニスタンにおける保険・医療及び教育事業)を学ぶワークショップ、そして人道支援活動における国際的な最低基準を定めた *The Sphere Handbook; Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response* (『スフィア・プロジェクト 人道憲章と災害援助に関する最低基準』)の 2011 年度改定とその実践を考える第 4 回ワークショップとシンポジウムを開催し、併せて、同内容の公開シンポジウムも行いました。

本報告書は、今年度の NGO 研究会で行われた以上の全 4 回のワークショップと公開シンポジウムの内容及び資料をまとめたものです。本研究会にご協力いただいた皆様へ感謝するとともに、本報告書が今後の人道支援におけるマイノリティの権利保護や、プロテクションの実践への一助となれば大変幸いです。

2011 年 3 月

特定非営利活動法人 難民支援協会



# 目次

■目次	1
■第1章 NGO 研究会の背景と実施方針	2
■第2章 各回ワークショップの報告	5
1. 第1回ワークショップ「水・衛生事業に関するプロテクション最低基準の導入 ～南スーダン・ジンバブエの事例から～」	5
2. 第2回ワークショップ「保険・医療と教育に関するプロテクション最低基準の導入 ～アフガニスタンの事例から～」	12
3. 第3回ワークショップ「現場での事業実践を通じてプロテクションを確保する手法について」	18
4. 第4回ワークショップ「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」	24
■第3章 公開シンポジウム「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」	28
1. 基調講演	30
2. パネルディスカッション	31
3. パネリスト同士のコメント	35
4. 質疑応答	37
■別添資料	41
1. 第3回ワークショップ	42
2. 第4回ワークショップ	61
3. 公開シンポジウム	75

## ■第1章 NGO研究会の背景と実施方針

### 1. 背景と目的

世界各国における人道支援においては、これまで緊急を要するために効率性のみが優先され、そのためにいわゆる可視化できる人＝多数者（マジョリティ）を中心として事業が実施される傾向にあった。例えば、被災地で配給を行う際、健康な男性で、配給の列に並べる人のみが支援を受け取っており、マイノリティ（少数者）である女性（とりわけ保守的な文化の中で男性の同伴なしでは外出ができない等）、障がい者、子ども、高齢者、そもそも配給のチラシを読むことができない文字が読めない人など、様々なマイノリティが配給から漏れてしまうおそれがあった。そのようなマイノリティの視点も入れて事業計画・実施等を行う必要性が指摘されており、例えば人道支援のための最低基準であるスフィア・スタンダードは2011年4月改定予定のドラフト段階でこのようなマイノリティの視点を盛り込んでおり、またオーストラリアにおける人道支援NGOはMinimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response, Field Testing Versionなどのガイドラインを作りつつある。

これらの最低基準等がしめされたことにより、マイノリティの保護を含めたプロテクションは各団体が「知っておくべき事」としての性格を強めている。また、子どもや女性の保護といったプロテクション単体としての事業実施ではなく、水・衛生、食糧配布等他セクターにおいても支援から漏れてしまいがちなマイノリティにも配慮して事業を行う旨の最低限の基準が示されている。

そのため、NGO研究会においては、マイノリティに配慮した事業運営について総論を学んだ後、具体的な事業実施地域での適用を検討しながら（アフガニスタン・南スーダンを想定）、広く関係者と議論をするなかで学びあい、成果を広く共有できるものとした。

### 2. 実施方針

以下の3点を本研究会の実施方針とした。

1. 受益者の権利に配慮して事業を実施していくため、ワークショップ及び公開シンポジウムを通じて、「受益者の声を聴く」をテーマに特定の事例（子どもの声を聴く、対立する当事者の声を聴く、受益者の声を聴く）を取り上げ、理解を深める。
2. NGOの枠を超えて、事業実施に関わる関係者（研究者、国際機関、政府機関を含む）の意見・事例提供も取り入れ、各機関、実務者が考えるマイノリティの視点を取り入れた支援事業の実施に関して理解を深める。
3. 研修を通じてNGOスタッフのキャパシティ・ビルディングを行い、マイノリティの視点を取り入れた事業実施についての理解を深め、実際に一連のプログラムサイクルの中で実施できるようにする。

### 3. 活動内容

#### イ) 研修

(1) 参加型ワークショップ1 : Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response, Field Testing Version の Common Standard 部分の紹介

Caritas Australia, CARE Australia, Oxfam Australia, World Vision Australia が作成した人道支援事業におけるプロテクションの確保に関する最低基準について紹介し、各セクターに共通して実施すべき事（事業実施段階からマイノリティを含む多様な受益者の参加を確保する等）を学ぶ。

(2) 各論テーマ1 : Health と Education の事業実施に関するプロテクション最低基準の導入（アフガニスタンでの実施を想定しつつ）

アフガニスタンではジャパンプラットフォーム（JPF）が日本政府から 15 億円の資金提供を受け、JPF に参加する 11 の NGO が学校建設、診療所建設、給水施設整備などを行うこととなった。その際に参照されることを目指し、とりわけ学校建設、診療所建設を念頭におき、Health, Education に関する事業実施におけるプロテクション最低基準の導入について知り、現場での実践について考えるワークショップを行う。

(3) 各論テーマ2 : Food, NFI の配布に関し水・衛生に関するプロテクション最低基準の導入（南スーダンでの実施を想定しつつ）

JPF において非常に多くの団体が参加している南スーダンの文脈を踏まえつつ、多くの団体が実践している食糧・NFI の配布と水・衛生に関してプロテクション最低基準の導入について知り、現場での実践について考えるワークショップを行う。JPF のモニタリングミッションが 11~12 月に予定されていることを踏まえ、その前にプロテクションの実践について考えるためのワークショップとする。

(4) 参加型ワークショップ+公開シンポジウム スフィア・スタンダードの改定とプロテクション

人道支援において NGO が守るべき最低基準を示したスフィア・スタンダードが 2000 年に発表され、2004 年の改定を経て、2010 年に再度の最新改定版が示される。スフィア・プロジェクトではこれまでも、「給水、衛生、衛生促進」、「食糧の確保、栄養、食糧援助」、「シエルター、居留地、ノン・フードアイテム（非食糧品）」、「保健」分野に関する援助内容の最低基準が示されてきたが、今回の改定では初めてプロテクションについての最低基準が盛り込まれることになった。スフィア・プロジェクトの「プロテクション」分野について、改定を中心的にコーディネートした関係者を招聘し、改定の要旨を紹介し、現場での実践を指向したワークショップを実施する。

ロ) 公開シンポジウム

#### 4. 実施スケジュール

実施日時	内容
2010年 8月20日(金)	第1回ワークショップ 「水・衛生事業に関するプロテクション最低基準の導入～南スーダン・ジンバブエの事例から～」
9月9日(木)	第2回ワークショップ 「保健・医療と教育に関するプロテクション最低基準の導入～アフガニスタンの事例から～」
10月26日(火)	第3回ワークショップ 「参加型ワークショップ：現場での事業実践を通じてプロテクションを確保する手法について」
2011年 1月26日(木)、27日(金)	第4回ワークショップ 「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」
1月28日(土)	公開シンポジウム 「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」
3月	報告書作成・提出

## ■第2章 各回ワークショップの報告

### 1. 第1回ワークショップ

「水・衛生事業に関するプロテクション最低基準の導入～南スーダン・ジンバブエの事例から～」

#### ▼実施枠組み

- ・ 日時：2010年8月20日（金）14:00～17:00
- ・ 場所：新宿歴史博物館（講堂）
- ・ 目的：
  - －南スーダン及びジンバブエの文脈を踏まえつつ、多くの団体が実践している食糧・NFIの配布と水・衛生に関してプロテクション最低基準の導入について知り、現場での実践について考える。
- ・ 参加者：25名（NGO職員、政府関係者、会社員、大学生、一般等）
- ・ プログラム：
  - 【開会挨拶】14:00～14:10  
石川えり（難民支援協会 事務局長）
  - 【報告1】14:10～14:50  
「水・衛生の現場から①～ジンバブエの経験を中心に～」  
鈴木泰生（NPO法人 ADRA Japan 副事業部長／元 UNICEF ジンバブエ事務所 水衛生担当官）
  - 【報告2】14:50～15:30  
「水・衛生の現場から②～南スーダンの経験を中心に～」  
齋藤雅治（NPO法人 ピースウィンズ・ジャパン 海外事業部）
  - 【コメント】15:40～16:40  
墓田桂（成蹊大学 准教授）
  - 【参加者間でのディスカッション】16:10～16:40

## ▼概要

第1回のワークショップでは、水と衛生に関する2つの活動報告（ジンバブエでの UNICEF の活動、南スーダンでのピースウィンズ・ジャパン（PWJ）の活動）を聞き、(1)各国における水・衛生の現状確認、(2)水・衛生プログラムの概要、(3)現場での水・衛生プログラムの中で、プロテクション最低基準がどのように導入されたのか、あるいはされなかったのか、について順次報告がなされた。

### 1. 水・衛生に関するプロテクション最低基準について

- ✓ Caritas Australia, CARE Australia, Oxfam Australia, World Vision Australia が作成した人道支援事業におけるプロテクションの確保に関する最低基準である Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response, Field Testing Version の Common Standard 部分（添付資料参照）

#### ① Standard 1：アクセスの平等

被災住民に対する水・衛生事業は、水・衛生施設への公平なアクセスを提供する

#### ② Standard 2：水衛生の安全と尊厳

水・衛生事業の実施に当たっては、安全と尊厳を優先する

#### ③ Standard 3：社会的弱者への配慮

水・衛生事業では、特に社会的弱者のニーズに配慮する

### 2. 鈴木泰生（元 UNICEF ジンバブエ事務所水衛生担当官）

「水・衛生の現場から①～ジンバブエの経験を中心に～」

ー以下、個人として報告

#### (1) ジンバブエの状況

- ✓ ジンバブエでは、2008 年前半の大統領選挙による治安の悪化による国内避難民の発生、衛生環境の悪化による 2008 年後半のコレラの蔓延、ハイパーインフレーションにみられるような経済悪化による現金の不足、食料・物資不足、インフラの機能停止といった経済停滞といった問題を抱えている。

#### (2) 支援活動

- ✓ それを踏まえ、人道支援の現場では、大統領選挙及びコレラ拡大による人道支援機関の緊急人道支援の拡大、経済悪化・情勢不安定による二国間援助から多国間援助及び国連機関からの支援へのシフトが起こっている。UNICEF もこのような流れの中で、2008 年 11 月から、それまでの開発メインから緊急



事業重視の事業体制に入り、スタッフ及び予算を 2～3 倍に増やして支援をしている。

また、これまで行ってこなかった、都心部における水衛生環境の復興事業にも取り組むようになった（下記の WASH プログラム⑤）。

- ✓ ジンバブエはこの国発祥の技術や設備（例えば、Mr. Peter Morgan 氏開発の水洗トイレや Bush Pump）が多く、水衛生事業における優等生である。
- ✓ UNICEF が行った Water & Sanitation, Hygiene (WASH) プログラム：

①Policy Development / Strategic Planning

- ・ 水道設備改善における計画・立案
- ・ 水道料金の徴収方法、利用方法、持続性等
- ・ 水衛生に関する省庁のキャパシティービルディング
- ・ ハンドポンプやラトリンの技術・方法の向上
- ・ 事業コーディネーション用の Atlas 作成

②大統領選挙の影響による国内避難民問題及びコレラ蔓延問題に対応した緊急支援

- ・ 土地改革により強制移動させられた人々が住む「コミュニティ」での井戸・ラトリン設置
- ・ 大統領選挙時に迫害を受けた人々に対する衛生キッドの配布
- ・ コレラ被害における物資配布（バケツ、石鹼、ポスターなど）

③コミュニティにおける水衛生環境整備

- ・ NGO と協力したコミュニティ内での井戸掘削・ラトリン設置事業
- ・ 現地住民へのラトリン建設トレーニング

④学校における水環境整備

- ・ 小学校をターゲットとした井戸・ラトリン設置
- ・ 手洗い場の設置
- ・ 保健衛生トレーニング
- ・ コレラ被害 ーバケツ・石鹼など、ラトリン掃除用具の配布

⑤コレラ被害収束後の対応としての緊急復興事業

- ・ 全国にある浄水場のアセスメント
- ・ 浄水場の改良工事
- ・ 浄水用薬品の配布
- ・ 下水配管の掃除装置・道具配布
- ・ 水道局スタッフへのトレーニング

(3) プロテクションの視点から

- ✓ 現場の経験から気づいた点：
  - ・ 水衛生施設の場所：女性や弱者に配慮した場所に作りたくても、地形等の条件によ



って思い通りの場所に設置できないこともあるのが実情。

- ・ トイレ掃除用洗剤等の使用を分かりやすくする、絵やポスターをトイレに貼る→ということは有用と思われる。

- ・ そもそも扉がないので、鍵付きトイレの設置は現場では困難となることもある。

- ・ 皆が不潔な手やコップを入れてしまうバケツよりも、蓋ができるポリタンクの方が望ましい。しかし、ポリタンクは海外調達しなければならないため輸送の手間やコストが膨大であり、そのために結局バケツで代用せざるをえないこともある。

✓ まとめ

一般論として、水衛生事業は成果が数値や設置物によって見えやすい事業であるが、その中でプロテクションに配慮した活動を心がける必要があると考える。

### 3. 齋藤雅治 (NPO 法人ピースウィンズ・ジャパン海外事業部)

「水・衛生の現場から②～南スーダンの経験を中心に～」

#### (1) 南スーダンの状況

- ✓ 「水へのアクセス」がある（自宅から1キロ以内で水が手に入る）のは人口の14%のみ、残りの約8割の人々は水へのアクセスがない。優勢な民族はナイル川周辺に居住し、対立する民族は川から遠く離れた地域に居住している。ナイル川から遠く離れた地域の住民は、雨季は雨水を使用し、乾季は片道3時間以上かけて1日2回水場まで水を汲みに行く女性と子どもが多い。乾季后半には水場に移住する。
- ✓ 1983～2005年の内戦により、約55万人の難民と約400万人の国内避難民が発生。2005年1月の包括和平合意により、

次第に難民・国内避難民たちの帰還が始まる。難民の帰還に際し、「水」は生活再建に不可欠であり、内戦により破壊された水施設の復興が必要。

#### (2) 支援活動

- ✓ 2006年から調査・事業を開始し、乾季毎に井戸を約20～30本建設している。2010年7月までに井戸131本、トイレ14カ所を建設。
- ✓ 井戸建設作業の工程：  
調査によって掘削地決定→コミュニティとの協議→水委員会（井戸維持管理グループ）作り→物理調査→大型機械で掘削→井戸完成
- ✓ 学校等の公共施設にトイレ敷設



### (3) プロテクションの視点から

#### ✓ 配慮した点

- ・ 村の役人、村人との話し合い、村人・女性への聞き取り調査で井戸の場所を決定
- ・ 井戸を利用するのは主に女性なので、井戸を建設・利用するルール作りの為の水委員会には必ず女性が入るようにする

#### ✓ 現場の経験から気づいた点：

- ・ 学校のトイレのカギは男子学生が代表して持っている。そのため、女子学生が恥ずかしくてトイレに行きにくい状況がある。

## 4. 墓田桂（成蹊大学准教授） コメント

### (1) 水とプロテクション

✓ “Water Is Life” の言葉のとおり、水は生存権そのものと深く関連する。

✓ また、水汲みに費やされる時間や労力などを考えると、水は社会権にも関連しているといえる。

→「水」は、プロテクションの重要なイシュー。

### (2) 「プロテクション」についての概念整理

✓ 「保護（プロテクション）」とは何か？

- ・ 1999年のICRCワークショップで人道的アクターが合意した定義：

「保護の概念は、関連する法（すなわち人権法、国際人道法および難民法）の文言と精神に従い、個人の権利の十分な尊重を確保するためのすべての活動を含むものである。」

→きわめて包括的な概念。」

✓ アクターの多様性

- ・ 政治勢力、軍事勢力、人道的アクターなどがそれぞれのアプローチをとる。アクターおよびアプローチの多様性ゆえに、保護についての議論は再整理が必要

✓ 保護の様々なアプローチ

①法に基づくアプローチ：国際人道法や国際人権法による保護

②交渉・折衝・説得によるアプローチ：紛争当事者への要求による保護

③人道援助のアプローチ：人道援助物資及びサービスの提供による保護

④平和維持のアプローチ：PKOや多国籍軍が安全・治安を確保し人道援助を側面支援

⑤強制的軍事行動のアプローチ：強制的軍事行動による保護

⑥人道的救出のアプローチ：差し迫った危険から人々を安全な地域に移動させて保護

✓ 人道的アクターによる「人道的保護」(Humanitarian Protection) について

・90年代：主にボスニア・ヘルツェゴビナの文脈で「栄養の行き届いた死者」(well-fed dead)



(物質的には満たされているが物理的な安全が保護されていない状況)が議論されるようになる

→これをなくすために、人権促進に取り組んできた組織以外にも、人道援助に携わる組織が権利保障に従事するようになる

→「保護の主流化 (mainstreaming of protection)」が起こる。

✓ 人道的アクターによる「人道的保護」(Humanitarian Protection)の類型化

①保護に配慮した活動 (protection-sensitive activity)

②保護に関連した活動 (protection-related activity)

③保護的行動 (protective action)

④物理的保護 (physical protection)



(2) 各報告者へのコメント、質問

**【質問】** 石川：「女性」の視点からマイノリティを考える際、その地の男女格差に配慮した支援も必要だが、そもそもその男女格差自体の是正に対しては人道支援機関はアプローチできないのか？

**【回答】**

鈴木：ジンバブエでは、男女間格差について、他のアフリカ諸国と比べて教育水準が高く、女性が上位に立って組織を率いることも多い。学校にも女性の校長がかなり多かった。また、街でも子どもの世話をしている男性が多く、むしろ感心した。ただし、地方に行けば水汲みは女性の仕事といった役割分担が残っているので、女性の意見が取り入れられやすいような仕組みづくりに配慮しなければいけないと思う。

斉藤：男女の性的役割や男性優位的な意識を変えることは容易ではないと思う。私たちは、女性に役割を与える機会を増やして女性のエンパワーメントに側面から支援している。また、PWJが初めの試みとして、学校で男子学生・女子学生が別々のディスカッションの機会を持ったところ、支援につながる多様な意見が出てきて参考になった。今後もこの方法を活用していきたい。

**【質問】** 水は農業や牧畜に使わないのか？

**【回答】**

斉藤：JPFのスーダン活動地は飲み水にも困る地域である為、飲料水や生活用水を確保するだけでも精一杯の状態。それを超えた活動へ進むにはまだ長い時間がかかりそうだ。

**【質問】** NGO同士はどのように協力しているのか？

**【回答】**

鈴木：例えば、帰還民の職業訓練を行う場合、近くに農業支援を行う NGO 団体があって、

農業を始めたい帰還民をそこへ仲介することもある。

**【質問】** いままでトイレを使ったことがなかったり家や学校にトイレがない大人や子どもたちに対する水衛生教育をする際に、困難はないのか？

**【回答】**

鈴木：ジンバブエは識字率も高く、英語を公用語にしているので、高齢者であってもかなり英語が話せるし、理解力が高い。また、そもそもトイレを使用した事のない人は少ないので、水衛生教育において大きな困難はあまりない。現地リーダーによる指導によって子どもから大人にまでトイレや井戸の使用を定着させていて、現地の人たちでそれらをしっかり管理できている。

斉藤：南スーダンでは、学校に新たにトイレを作っても、水場や井戸が周囲にないこともあり、そうすると手洗いなどの衛生管理の重要性が理解できても徹底できないという問題がある。(PWJでは学校のトイレ設置と共に近くに井戸も作ることにしている。) また、トイレトペーパー補給やトイレ修繕などをPWJに頼る支援への依存が見られることもあり、その点についてはコミュニティの自助努力を呼びかけていきたい。

**【質問】** 学校にトイレを設置しても、一方で家にトイレがないというギャップに、子どもたちはどう対応しているのか。

**【回答】**

斉藤：確かに、家や村に水・衛生インフラをしっかりと整備するには時間がかかるが、少なくとも、手洗いや水衛生の重要性について大人や子どもに徹底させることで、衛生に対する意識を変えさせたり、トイレの設置について皆で知恵を出しあうような意識と行動の変化を起こすことはできると考えている。

鈴木：子どもが学校でトイレの使い方を学び、家にトイレがないことが恥ずかしいと親に伝えることで、親もトイレがないことの恥ずかしさを感じ、意識改革が生まれていく。お金に少し余裕があればトイレを家に作るようになる。子どもを通じた親の意識・行動改革は大変効果が高い。

## 2. 第2回ワークショップ

「保険・医療と教育に関するプロテクション最低基準の導入～アフガニスタンの事例から～」

### ▼実施枠組み

- ・ 日時：2010年9月9日（木）14:00～16:30
- ・ 場所：新宿歴史博物館（講堂）
- ・ 目的：
  - ーアフガニスタンにおいて、とりわけ学校建設、診療所建設を念頭におき、Health, Education に関する事業実施におけるプロテクション最低基準の導入について知り、現場での実践について考える。
- ・ 参加者：13名（NGO職員、大学生、一般）
- ・ プログラム：
  - 【報告】14:10～15:10  
「保健・医療と教育の実施～アフガニスタンにおける事例を通じて～」  
長谷部貴俊（認定NPO法人 日本国際ボランティアセンター（JVC） アフガニスタン事業担当／現地代表）
  - 【コメント】15:10～15:30  
石井宏明（認定NPO法人 難民支援協会 常任理事）
  - 【参加者間でのディスカッション】15:40～16:30

### ▼概要

第2回のワークショップでは、保健・医療と教育に関する活動報告（アフガニスタンにおけるJVCの活動）を聞き、(1)アフガニスタンの現状、(2)保健・医療、教育に関するプログラムの概要、(3)現場での活動の中で、プロテクション最低基準がどのように導入されたのか、あるいはされなかったのか、についての報告がなされた。



## 1. 長谷部貴俊（認定 NPO 法人 日本国際ボランティアセンター アフガニスタン事業担当／現地代表） 報告

### （1）アフガニスタンの状況

- ✓ 9.11 後のアフガニスタン戦争によって多くの民間人犠牲者、避難民がうまれる。
- ✓ 支援のニーズ
  - ・地域医療分野：高い乳児死亡率（5 歳未満の死亡率が 2 割でその半数が単なる発熱や下痢が原因）、高い妊産婦死亡率（半数が自宅で出産、伝統産婆が取り上げると使用器具の衛生度が低かったり危険な出産に対応できない）、適切な医療サービスの不足（活動するナンガルハル県では、農村部の人口 1 万人に対して医師は 0.61 人）、行政の力不足（国内外 NGO と海外からの支援に全面的に依存）
  - ・教育分野：タリバーン時代に禁止されていた女性教育、子どもたちの教育へのアクセス欠如、学校の崩壊、教師の不足、教員の読み書きレベルの低さ（小学校中学年程度）。
- ✓ 国際支援部隊が約 13 万人いるが治安が一向に良くならない。むしろ悪化している。テロリズム、男性市民の大量殺害、国際支援部隊の誤爆・誤砲での一般市民の被害。

### （2）JVC の支援活動

- ✓ 医療支援：
  - ・9.11（2001 年）以降、現地 NGO と協力して東部地域（ナンガルハル県）での避難民支援（緊急救護、基礎医療支援など）を行ってきた。
  - ・2003 年から、伝統産婆支援から始まり、地域診療所運営（右上写真）、健康診断の実施、村落保健ボランティア養成と支援、伝統産婆支援（右中央写真）、保健教育と生活改善などの地域医療支援を行っている。
  - ・2005～2006 年、井戸掘削、女子看護師養成学校の施設支援などを開始。
- ✓ 教育支援：
  - ・女子学校の施設支援（2003～2005）、教員訓練（2006～2009；右下写真）
- ✓ アドボカシー：米軍、国連、日本政府への働きかけ



### （3）プロテクションの視点から

- ✓ タリバーン政権で強化された、女性が表にあらわれにくい文化（「女性は男性が守るべきもの」）のなかで、女性へのアウトリーチをどのようにすべきか？
  - ・女性が男性の許可なく家から出られない
  - ・かつては、女性は女性医師でないと診療を受けられなかった
  - ・女性は教育を受けられない
- ✓ 低年齢からの出産、多産、出産間隔の短さなどの要因によって体が疲弊している女性が多い→女性に保健知識を普及させることが必要。それが子どもの健康改善にもつながる。
- ✓ 対策：
  - ・地域社会の代表者（主に男性）との度重なる話し合いによって、地域診療所や健康診断、女性や子どもの予防医療への参加など、JVC の活動全般に対して理解を求めることが一番重要。
  - ・女性医療従事者の配置：Basic Health Center に JVC が女性医師を配置。
  - ・JVC スタッフを村へ派遣し、村の女性への保健教室を実施。言葉が読めないことに配慮し、絵での説明、ぬり絵の利用。
  - ・村の女性地域保健員に対して JVC スタッフが保健知識を伝える教室を運営し、女性地域保健員を育成。
  - ・地域保健員が地域の女性に対して母親教育を実施。女性住民への保健知識普及。
  - ・現職の小学校教員（女性/男性）への教科書指導要領のトレーニング実施。女性教員へのトレーニング実施のための女性トレーナーの手配。
- ✓ 今後の課題
  - ・アフガニスタン人スタッフへの独自の Code of Conduct の作成が必要。
  - ・女性の多産や出産間隔の短さといった現地の文化習慣を、地域社会の中でどうやって変えていくか？

→例えば、宗教や文化的な言葉で伝えていく（宗教家や人望家から文化的なメッセージを発信してもらう、コーランの文言から根拠を引用する）ことなどを考えている。

## 2. 石井宏明（認定 NPO 法人 難民支援協会 常任理事） コメント+長谷部回答

- ✓ マイノリティ支援の重要争点であるジェンダーイシュー、男女の性別役割分担について、地域で根付いた文化や習慣、宗教、タリバーン時代の教育差別の長期化による格差がある中で、どのようなゴールを設定できるのか？
- ✓ JVC が撤退した後に、現地に何を残せるのか？
- ✓ 参加（participation）をどう促進できるのか？
- ✓ JVC 組織内における男女比や女性の置かれている地位、意思決定への関連度はどうなっているのか？また、女性医師の発言度はどの程度なのか？何か衝突は起こらないのか？

か？

- ✓ 現地政府への働きかけは具体的にどのような事を行っているのか？現地の声をどのように現地の行政に届けているのか？
- ✓ 治安や女性の地位といった、あらゆる面で難しい問題を抱えるアフガニスタンという土地では、マイノリティをいかに保護するのかについての NGO 側の姿勢や方針が問われてくる。
- ✓ 今後受益者アカウンタビリティがより日本の NGO に問われてくると思う。特にアフガニスタンのような、NGO が活動をしにくい場所でこそ、プロテクションに十分配慮した活動戦略を立て、明確なゴール設定をして活動をしないとうまく活動できないと思う。
- ✓ 日本においては、NGO のアカウンタビリティというと会計の明瞭さだけが注目される傾向にあるが、受益者に対するアカウンタビリティへの認識、制度化が遅れている。

### 3. 質疑応答

**【質問】** 女性医師や女性スタッフの意見がどの程度組織運営に反映されているのか？意見や提案を出せる場がしっかり整備されているのか？

**【回答】**

JVC は合議を大切にしている、現地のタスクフォースと話し合っただけで全て決めていた。そこに、元来タスクフォースメンバーに含まれていなかった、村に派遣している医師ではないが女性への健康教育を担当する現地スタッフもタスクフォースに含め、女性の観点から組織運営や事業計画への意見を言ってもらったようにした。結果、大勢の前では意見を言いづらかった現地女性スタッフが、少人数の会議では次第に発言を増やし、現場に即した貴重な意見を多く出すようになった。

**【質問】** 女性医師や女性スタッフが NGO で活動することに危険はないのか。定着率はどうか。何か措置はとっているのか？

**【回答】**

女性医師の恒常的な確保が難しい。また、女性医師も一人では出歩けないので、スタッフが自宅までの送迎をしている。薬や医療器具等に関して女性医師や女性スタッフの意思を通せるよう、JVC が女性の意思決定ができる場所であるということを繰り返し述べている。ただ、まだ十分ではなく、改善の余地はあると思う。

**【質問】** アドボカシーについて。

**【回答】**

現状を伝える活動はしているが、現地行政に対する医療問題に関するアドボカシーはまだあまりできていない。

**【質問】** アフガニスタンにおける NGO の事業分担はどのようになっているのか？

**【回答】**

県ごとに事業のリーディング NGO が決まっている（事業入札、任期 2 年）。

**【質問】** JVC のセキュリティはどうなっている？

**【回答】**

JVC では一切の武装した警備をつけていない。事業地によっては、防弾車で走ることでむしろ目立ちやすく、狙われやすくなることがある。反政府組織の攻撃先は、外国軍、アフガニスタン国軍、政府要人が主であり、そのような人たちと NGO が間違われないようにすることが重要である。ANSO (Afghan NGO Safety Office) という、アフガニスタンの多様な治安情報を出す機関の情報やレポート、現地ネットワークからの情報を頼りに活動を考えている。また、外出するときにはルートを変える、市内でミーティングがあるときには最小の同行者にしか詳細情報を伝えないなどの対策をとっている。

**【質問】** 女性医師の配置を *must* にしていないのは、女性医師が足りないからではないのか。

**【回答】**

女性の医師はかなりいると思うが、村まで行ってくれる、女性だけの移動ができる女性医師はとても難しく、数が限られる。また、家族の心配があつたりして、長く続けられる女医も少ない。

**【質問】** 女性医師が長く続かないのは、そのような社会的プレッシャーが強いからか？

**【回答】**

例えば、夫婦そろって医者の場合、夫が都市の大学で研究をしたいから妻が医師を辞めてついていくという事例が最近あった。しかし、また別の最近の実例では、一度やめた女性医師を説得して数ヵ月後に復帰したこともある。医者に限らず、女性が村で働くことはとても難しい。彼女たちの安全のために、週 1 回のメディカルミーティングに治安状況と JVC の対策について話し合い、時に女性職員の行動を規制したりしている。

**【質問】** 結局、村で生まれ育った女性が教育を受けて教師や医者になり、地元の村に帰って働くようにならないと、村にサステイナブルな人材配給が行えないのではないか？そのための学校支援や教育奨学金制度などを作るべきではないか？

**【回答】**

われわれの活動地は恵まれていて、高校まで整備されつつある。JVC が支援した地元の高校では、そこを卒業した地元の女学生 2 人が、卒業後に教員となって母校に帰った事例がある。そういう事例ができつつあるので、この流れは大切だと思う。

奨学金制度は以前に議論したことがあるが、奨学システムを作ったとして、そのシステム

をどこまで JVC が行うのか、どうやって JVC から独立させ地域に根ざした活動にできるのか、を考えると難しく断念した。質問をいただいて、また改めて真剣に検討してみたいと思った。

**【質問】** 助産師・看護師養成学校を建設したという話があったので、学校を作るほうが奨学金制度よりも地に足を着いた人材育成ができるのではないかと。

**【回答】**

確かにそうかもしれない。学校は県やより大きな行政単位のレベルで行っていきたい。

### 3. 第3回ワークショップ

「現場での事業実践を通じてプロテクションを確保する手法について」

#### ▼実施枠組み

- ・ 日時：2010年10月26日（火）【第一部】10:00～11:00、【第二部】11:00～17:00
- ・ 場所：JICA 地球ひろば（セミナー室）
- ・ 目的：
  - －国際 NGO 団体が共同で作成した、人道支援事業におけるプロテクションの確保に関する最低基準である Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response, Field Testing Version について紹介し、各セクターに共通してプロテクションの主流化について実践的に学ぶことを目的にした参加型ワークショップ。グループケースワークを通じて、実際の援助の現場においてプロテクションをいかに実践すべきかを議論しあった。
- ・ 講師：Ms. Louise Searle（ワールド・ビジョン・オーストラリア 人道支援シニアアドバイザー）
- ・ テキスト：Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response, Field Testing Version
- ・ 使用言語：英語
- ・ 参加者：
  - 第一部：19名（NGO 職員）
  - 第二部：12名（現/元 NGO 職員）
- ・ プログラム：
  - 【第一部】10:00～11:00  
援助関係者による性的虐待や搾取の防止へ向けたワークショップ  
（参加対象者：NGO スタッフ）
  - 【第二部】11:00～17:00  
人道支援におけるプロテクション確保の最低基準の紹介とケースワーク

## ▼概要

### 第一部 援助関係者による性的虐待や搾取の防止に向けたワークショップ

#### (1) gender-based violenceと性的虐待・搾取の防止に関する概要説明

- ✓ Gender-based violence (GBV) とは？
  - 男女の社会的差異に基づく、被害者の意思に反した暴力行為
  - 性的暴力 (Sexual violence) ; ドメスティックバイオレンス; 人身売買; 強制/早期結婚; 有害な伝統的慣習
  - 性差; 男女不平等や人種差別は GBV の根本の問題である。
- ✓ 人道支援の現場における GBV
  - 少なくとも世界の女性人口の 3 分の 1 は身体的または性的に虐待されている。
  - 性的暴力を含む GBV は反女性・反女性の男性によって行われる暴力である。成人男性や男児もまた特に戦争と拘留の間に性暴力に脆弱である。
  - 性暴力を含む GBV は一般的に権力者達に対する恐怖や不審、恥辱の為、過少に報告されている。
  - 傷や自殺による死、望まない妊娠、危険な中絶、HIV を含む性感染症、精神的苦痛やトラウマを含む長期に渡る健康問題のリスク。
  - 社会的な振舞いを規制する標準が脆弱化し、社会システムの崩壊。女性と子供が家族から引離されている。伝統的なコミュニティーサポートの欠如。
- ✓ 性的虐待・搾取を防ぐためのキーメッセージ
  - 子供との性行為は禁止。
  - 性行為目的の金銭、雇用、商品やサービスの交換は禁止。
  - 性行為やその他の利益の為に権力者の地位を悪用する事は禁止。
  - 人道的活動者は全ての虐待や搾取の実例を報告する責任がある。
- ✓ 人道支援の現場で出来る具体的活動
  - **評価と分析** : 女性や子供は安全だと感じているか? なぜ安全だと感じるか、またなぜ感じないか。どのような場所で、そしてどんな時に安全だと感じるのか。安全性を高める為にどの様な事が出来るか。
  - **コーディネート、言及そして報告** : NGO や政府機関は GBV (特に性暴力) を逃れた人々にどの様な専門的な保護サービスを提供するのか。
  - **提唱者** : 誰の行動をどのように変えたいか? (国や地域の権力者、伝統的なもしくは宗教の指導者、国軍や警察、市民社会グループ、男性など。)
  - **情報提供と連絡** : GBV の認知度を上げ、職員に職性搾取や暴力の防止の為に行動規範を教育する。人権、GBV、医療、法律や心理社会サービスについて情報の伝達を行う。安全、部外秘のフィードバックや反応の構造の構築を行う。
  - **プログラミングの安全性への取組み** : 脆弱性と悪影響を減らす為、活動の立案と実

行そして改善を行う。

- **動員：**男性と女性の同等の参加を促進する。女性の為の教育と職業訓練を支持する。

## (2) グループケースワーク：援助関係者による性的虐待・搾取

- ✓ 4グループに分かれ、支援現場における具体的な4つのケースを想定しての対応を検討した。

(ケース例)

- 国内避難民支援NGOの現地職員と国内避難民キャンプに住む16歳の少女が、互いの合意の下に性的関係を始めようとしています。これは認められるでしょうか。
- 援助関係機関の職員が、難民キャンプにすむ22歳の独身女性に対し、自分の「特別な友達」になってくれれば食糧配布を多くしてあげると提案しており、女性もそれを望んでいます。この関係は認められるでしょうか。
- ✓ 4つのケースを行った後、各グループで話し合ったことや結論を発表しあい、ディスカッションと質疑応答を行った。
- ✓ ケースワークを通じて多くの参加者が感じたことは、ケースによってはその区別や対応が難しいということだった(例えば、援助者と非援助者の真剣な交際の場合はどうか、援助団体の職員が受益者と性的関係を持っているという疑惑が浮上した場合に、どのように事実確認しどう対応したらよいか、など)。援助する側とされる側が性的関係を持つことは、合意の有無に関わらずいかなる場合も禁止される、という原則を皆で再確認しながら、それが起こった際にどのように対処すればよいかを話し合った。



## (3) 質疑応答

## 第二部 人道支援におけるプロテクション確保の最低基準の紹介とケースワーク

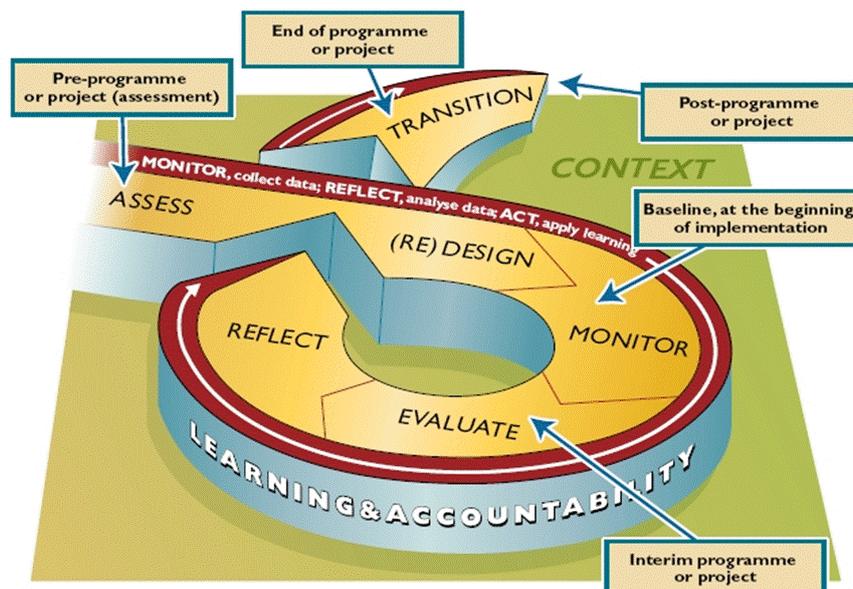
### (1) 事前アンケート：プロテクションに関する事前認識の確認

- ✓ プロテクションに関するアンケートに各自とりくみ、このワークショップに参加する前までにプロテクションに関してどの程度知識を有していたか、どの程度力点を置いてきたか、実際の支援活動の中でプロテクションをどの程度導入してきたかについて回答した。

### (2) プロテクションの概要説明

- ✓ プロテクションとは？
  - Safety：人々の安全、特に生存を保障する
  - Dignity：自由な選択、個人の自律、自尊、アイデンティティを保障する
  - Rights：人々の権利と権威ある当局の義務が国際法の下で守られる
- ✓ プロテクションリスクへの対処方法
  - $\text{リスク (Risk)} = \text{脅威 (Threat)} \times \text{脆弱性 (Vulnerability)} \div \text{許容力 (Capacity)}$
  - 脅威と脆弱性を軽減し、許容力を高めることが必要
- ✓ プロテクションのメインストリーム
  - 平等なアクセスと参加を促進する
  - ターゲット集団の安全と尊厳を増大させるようにプログラムを変えていく
  - 取り残されやすい弱い立場の人々のニーズと権利がプログラムの中で確実に考慮されるようにする
  - 人権侵害への対応としてアドボカシー、調整、関連手続きが利用される

### Using standards and indicators: the project cycle



- ✓ ‘Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response, Field Testing Version’ の説明
  - プロテクションスタッフ、セクタースタッフ、プログラムスタッフ、マネージャーが、各セクタープログラムやプロジェクトのアセスメントから企画、モニタリング、評価にいたるまでの全過程にプロテクションの概念を組み込み、適切に対応できるようにするためのツールとして、Caritas Australia, CARE Australia, Oxfam Australia, World Vision Australia が作成。
  - 内容 (7つのセクション) :
 

I. Common Standards (all sectors)	← ケースワーク①	
II. 水と公衆衛生	}	Sector Standards ← ケースワーク②
III. 食品と非食品		
IV. 生活手段		
V. シェルター		
VI. 健康		
VII. 教育		

(3) ケーススタディ①: Common Standards

- ✓ テキストの Section I に挙げられた 8つの Common Standards について、8つの具体的なケースを想定し、それぞれの key indicators を参照しながらその実践方法を考えた。
- ✓ 参加者は二人一組となり、それぞれのケースが書かれた机を順番に回ってケースワークを行っていった。
- ✓ 8つの Common Standards :
  - ① 政府機関は災害被災民の安全と威厳を最優先させる。
  - ② 人道主義の応答プログラムは保護リスクの分析を含む状況の総合的解析に基づいている。
  - ③ 災害で影響を受ける個人とグループの脆弱性とニーズに基づき人道援助とサービスを公正に、そして公平に提供する。
  - ④ 災害 - 被災民は情報を持っている他のグループの一員として、保護に関する情報を更新される。
  - ⑤ 政府機関は保護に責任のある第一の主体として国家を認識する。
  - ⑥ 社会的弱者の権利、必要性、および能力は政府機関応答の全てのステージに反映される。
  - ⑦ 政府機関は懸念がある事柄の保護に関する提言を管理する為の政策と手順がある。
  - ⑧ 政府機関は人権虐待が生じた際に、政府機関の指示と認識されている優れた実践に基づいて適切な対応をする。



- ✓ 8つのケースワークが終わった後に、皆で各ケースワークに関するレビューとディスカッション、質疑応答を行った。

#### 4. 第4回ワークショップ

##### 「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」

##### ▼実施枠組み

- ・ 日時：2011年1月27日（木）9:30～17:00、28日（金）10:00～17:00
- ・ 場所：JICA 研究所（大会議室）
- ・ 目的：
  - ー スフィア・プロジェクトの紹介：スフィア・プロジェクトの歴史、理念、人道憲章及びスフィア・スタンダードを理解する。
  - ー スフィア・スタンダードの改定説明：プロテクションに関する新章導入とその内容を理解する。
  - ー スフィア・スタンダードおよびプロテクション基準の人道支援の現場への適用の仕方を考える。
- ・ 講師：エド・シェンケンバーク  
International Council of Voluntary Agencies (ICVA) コーディネーター
- ・ 参加者：14名（現／元 NGO 職員）
- ・ プログラム：
  - <1日目>
    - 【午前】9:30～13:00 <スフィア・プロジェクトの説明>
      - ー 導入：講師自己紹介、タイムテーブル説明、参加者の自己紹介（グループごとに自己紹介シートの作成、プレゼンテーション）、ワークショップの目的とゴールの説明、参加者のワークショップに持つ期待や疑問の提示
      - ー スフィア・プロジェクトの説明
      - ー プロテクション概念とそれに関する NGO の人道的活動の説明
    - 【ランチ】13:00～14:00
    - 【午後】14:00～17:00 <プロテクションの概念と実践>
      - ー プロテクション：誰をプロテクトするのか？
      - ー スフィア・プロジェクトにおけるプロテクションの概念説明
      - ー グループワーク：プロテクション実践における国連機関、政府、国際 NGO、

ローカル NGO それぞれの役割分担をグループで議論し、その後プレゼンテーション、フィードバック  
ー スフィア・プロジェクトの紹介ビデオを上映

<2日目>

【午前】 10:00～13:00 <スフィアおよびプロテクション基準の実践>

- ー 1 日目の振り返りクイズ：スフィア・プロジェクトの歴史、内容、プロテクション基準、プロテクション基準の実践などについて
- ー ケーススタディ：3つのケース（パキスタン、ジンバブエ、ロヒンギヤ）について、3つのグループに分かれ、それぞれの支援現場においてスフィア・スタンダードおよびプロテクション基準をどのように適用できるかについて議論する

【ランチ】 13:00～14:00

【午後】 14:00～18:00

- ー ケーススタディ続き、プレゼンテーション、フィードバック
- ー スフィア・スタンダードおよびプロテクション基準を参加者の所属する各人道支援団体の活動にどう取り入れることができるか、ディスカッション
- ー まとめ
- ー アンケート記入

## ▼概要

### (1) スフィア・プロジェクトの歴史とスフィア・ハンドブック

- ✓ 1997年に人道援助NGOと国際赤十字・赤新月運動によってプロジェクトが開始される
- ✓ ジュネーブ条約、難民条約など各人権条約を準拠。
- ✓ 2000年にハンドブック第1版を、2004年に第2版を発行。人道憲章と災害援助に関する最低基準を掲載。
- ✓ 2011年4月に第3版に改定予定であり、最新版では新たにプロテクション・スタンダードを示した新章が挿入される。

### (2) プロテクションの概要説明

- ✓ スフィア・ハンドブック第3版新章に示されるプロテクション4原則

※和訳は、WVJ川原田氏のシンポジウム発表資料より。

#### ①原則1: Avoid causing further harm

人道支援によって、人々に対してさらなる危険にさらされたり、権利を侵されないように考慮し具体的な対策を取るべきである。

②原則 2 : Ensure access to impartial assistance

人種、性別、宗教、言語等差別なく、公正・公平に支援が行き届くべきである。

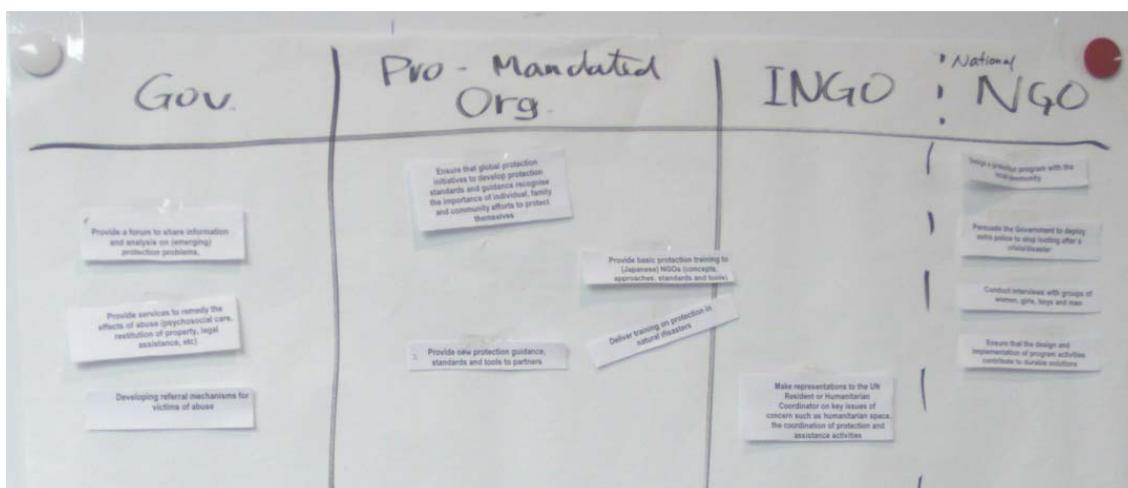
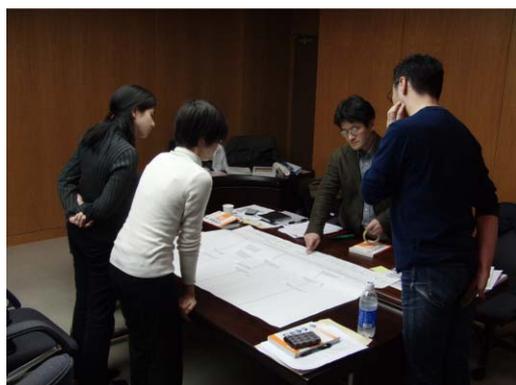
③原則 3 : Protect people from physical and psychological harm due to violence or coercion

人々から身体的・精神的暴力や強要（個人の意思と反して行為を強いられる事）から保護するべきである。

④原則 4 : Assist with rights claims, access to remedies and recovery from abuse  
暴力行為、権利侵害により、身体的、精神的、社会的影響を受けた人々が適切にサポートされるべきである（情報の共有、法的書類へのアクセス、その他支援を通じて支援される）

(3) グループワーク：プロテクションの実践と実施機関

- ✓ 様々なプロテクション実践項目が書かれた紙片一式を各グループに配布。
- ✓ グループで協議し、それぞれのプロテクション項目は①現地政府、②国際機関、③国際 NGO、④現地 NGO のどのレベルで実践されるべきかを分類した。
- ✓ 各グループでの分類が終わったあと、グループ代表によるプレゼンテーションと質疑応答が行われた。



- ✓ グループワーク、プレゼンテーションを通じて見えたことは、
  - ・ 各グループが実際のどの国を想定して分類を行ったのか、また「理想」のプロテクション実践型なのか「現実」の人道支援の現場で行われているプロテクション実践なのかによって、各グループの分類の仕方は大きく異なった。
  - ・ プロテクションを実践する第一義的な責任は、受益者の所属する中央・地方政府にある。すなわち、ほとんどのプロテクション項目は、本来政府が実践すべきものである。
  - ・ しかし、実際の途上国における支援の現場では、当事国政府がほとんどプロテクションを実践していないため、国際 NGO や現地 NGO がそのプロテクションの役割を代替しがちである。
  - ・ UNHCR や IOM などの国際組織は、プロテクションを実践する、また政府や NGO にプロテクションを適切に実践させる主要な役割を担っているが、現実には課題も多いことが指摘された。

#### (4) ケーススタディ：スフィア・スタンダード及びプロテクション基準の実践を考える

- ✓ 3グループに分かれ、それぞれに①パキスタン、②ジンバブエ、③ロヒンギャ難民のケースシートが配布された。そこに記された各ケースにおけるプロテクション課題を考え、グループで議論。その後、グループ代表者によるプレゼンテーションと質疑応答が行われた。
- ① パキスタンのケース
    - ・ 2005年の大地震、2009年の軍事対立、2010年の洪水による国内避難民。
    - ・ 女性、国内避難民、強制移住、パキスタン軍の支援指揮等の課題。
  - ② ジンバブエのケース
    - ・ 国内避難民、コレラ流行、ハイパーインフラ。
    - ・ ジンバブエ政府のプロテクション非実践と国内避難民の存在否定、海外からの支援拒否。
  - ③ ロヒンギャのケース
    - ・ 南バングラディッシュに住むビルマ出身ロヒンギャ難民。
    - ・ バングラディッシュ政府によるロヒンギャ難民のビルマ強制帰還、難民キャンプ内での暴力などの問題。



## ■第3章 公開シンポジウム

### 「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」

#### ▼実施枠組み

- ・ 日時：2011年1月29日（土）14:00～17:00
  - ・ 場所：JICA 研究所（新宿区市谷本村町10-5）国際会議場
  - ・ 目的：  
「スフィア・プロジェクト」が作成した『スフィア・ハンドブック』の2011年度改定を受け、改定趣旨、特に新たに挿入されるプロテクション新章の紹介、実際の人道支援現場におけるプロテクション基準の実践を考える
  - ・ 参加者：34名
  - ・ プログラム：
    - 【開会挨拶】14:00～14:10  
倭島 岳彦 外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官
    - 【基調講演】14:10～14:55  
「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」  
エド・シェンケンバーグ  
The International Council of Voluntary Agencies (ICVA) コーディネーター
    - 【休憩】14:55～15:00
    - 【パネルディスカッション】15:00～16:50  
「緊急人道支援におけるプロテクションの意義：日本国内におけるNGOの実践の変化」
- <パネリスト>
- 川原田 舞 ワールド・ビジョン・ジャパン 海外事業部  
「現場での具体的な実践を通じたプロテクションの実施」
- 桑名 恵 お茶の水女子大学 客員研究員  
「緊急人道支援におけるプロテクションの意義：日本国内におけるNGOの実践の変化」

長嶺 義宣 赤十字国際委員会駐日事務所 所長  
「ICRC のプロテクションガイドライン」

<モデレーター>

石川 えり 特定非営利活動法人 難民支援協会 事務局長

【休憩】 16:20～16:30

【質疑応答】 16:30～16:55

【閉会挨拶】 16:55～17:00

<総合司会>

石井 宏明 特定非営利活動法人 難民支援協会 常任理事

## ▼概要

### 1. 基調講演 エド・シェンケンバーグ 「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」



#### ①スフィア・プロジェクトの歴史

- ✓ 90年代以降の人道支援を取り巻く状況の変化
  - ・ 内戦の頻発による人道支援の複雑化（1991年クルド難民、1994年ルワンダ大虐殺、大量の難民発生）
  - ・ 人道支援を行うアクターの増加：NGO、軍、政府各国、機関。→多様なアクター間の調整・協力が必要。
- ✓ それまでの人道支援の欠陥が明らかになる  
↓
- ✓ 人道支援現場におけるよりよい人道支援の質とより強力な説明責任を果たすために、1997年難民支援NGOグループと国際赤十字・赤新月運動によってスフィア・プロジェクトを結成。
- ✓ スフィア・プロジェクト運動が加速し、2000年に人道支援活動に関するハンドブックを作成。人道憲章と災害援助の際の各セクターにおける最低基準が示されている。  
↓
- ✓ NGOらの幅広い経験、知識をもとに、ハンドブックは2004年に第2版に、2011年4月に第3版に改定される。

#### ②スフィア・ハンドブックにプロテクション章が追加された背景

- ✓ 最も切実な問題。
  - ・ いかにして最も援助を必要とする人に支援を届けるか。もつとも支援を必要とする、マイノリティや最も脆弱な人々に支援が届いていない。忘れ去られた犠牲者、支援活動におけるマイノリティへの差別の問題。
  - ・ 緊急支援に対する適切なモニタリングや調査・分析が行われていない。脆弱者やマイノリティに対する支援が本当に行き届いているのか検証がされていない。
  - ・ このような問題の見えにくさ、支援担当者の問題に対する認識のなさ。
- 「援助」と「保護（プロテクション）」は密接に結びついており、人道支援活動の実践にプロテクションの視点を入れなければならない。
- ✓ オーストラリアのプロテクション・ハンドブック、国内避難民に関する UNHCR のガイドライン、環境保護のためのガイドライン等、多くのガイドラインを参照して、2011年改訂版ハンドブックには新章として4つのプロテクション・スタンダードを明記。

#### ③プロテクションの実践

- ✓ プロテクションとは？
  - ・ 援助する側に対して受益者が意見を述べる権利と、援助側が責任を持ってそれに対応する義務。
- ✓ スフィア・スタンダードは指針であり、具体的にいかに行動すべきかについては、スフィア・プロジェクトには書かれていない。各団体が決定すべきこと。
- ✓ 法的には、被災者を保護する一義的責任を持つのは国家。それが果たされない場合に限り、人道支援団体がプロテクションを行う。そのため、政府に対するプロテクション（政府の被災者の保護責任）に関するアドボカシー活動が中心となる。

#### ④今後の課題

- ✓ 各アクター間の調整力が弱い、情報分析の不足、人道危機の発生を当事国政府が否定する場合の人道機関の対応、国連機関のコーディネーターが現場経験が少なかったりスフィア・ハンドブックを知らないため、プロテクションの実践を指揮できない。

## 2. パネルディスカッション

### (1) 桑名 恵 「緊急人道支援におけるプロテクションの意義：日本国内における NGO の実践の変化」

#### ①プロテクションの観点から見た緊急人道支援の問題点

- ✓ 緊急支援の現場における人道支援の既存のやり方を、プロテクションの観点からみると、どのような問題を見いだせるだろうか。
- ✓ 緊急人道支援の特徴（東ティモールを例に）：
  - ・ 多くの外部アクターが関わる。
  - ・ 現地の人々が援助の中身に携わりにくい。
  - ・ 「緊急」援助であるため、短期的な支援に重きが置かれ、長期的な観点でのケアがとりにくい。
  - ・ 外国人が入りづらかった閉鎖的地域が災害等で開かれた場所となり（アチェやカシミールなど）、外部の人間が入っていきやすくなる。しかし、もともとその地域に関する既存の情報やデータがなく、時間等の制限もありプロジェクト開始前の情報収集も十分にできないため、プロテクションに充分配慮できない。
  - ・ プロジェクトベースの問題点：緊急人道支援では支援団体らがプロジェクトを立ち上げ、それに即して支援活動を行うことが多い。プロジェクトとは、ある特定の期間、特定の対象に支援すること。また、プロジェクトは外部の人道団体やドナーが中心になって活動を評価する。



→プロジェクトという分断された中での限定的支援を行うことで、全体の受益者社会が見えにくくなる、プロジェクトから外れる地域社会の問題には根本的対処がとられにくい。

- ✓ 結論として、緊急支援というプロジェクトベース、短期の支援では、プロテクションの視点が欠如しがちであり、取り入れたとしても受益社会全体の問題までは扱えない。  
→では、プロジェクト単位よりももっと大きな枠組みでプロテクションを実践できないだろうか？

## ②東ティモール（1999年）での現場経験から考えるプロテクション

- ✓ 現地に関する情報が少ない中、適切な人道支援のためにはどこに・誰にアクセスすれば良いのか、どんなコミュニティが現地にあるのか、といった、現地に関する分析・調査が十分行われないう。そのため、多様なあらゆるニーズに応えるというプロテクションは配慮しづらい。
- ✓ 受益者グループの中での脆弱者を図るベースデータ、情報が少ないので、本当の脆弱者かどうか分からない。
- ✓ 全員が支援を受けられるわけではない。受けた人と受けられなかった人の格差が大きく、受けられなかった人のジェラシーが大きかった。
- ✓ 個人のプロテクションも重要だが、社会の固有要因や相互関係に対してもプロテクションが必要だと感じた。（例えば、コミュニティの伝統的なリーダーが阻害されていないか？）

## ③ジャパン・プラットフォームの創設と概要

- ✓ 日本のNGOが協力し合い支援を行う必要から、ジャパン・プラットフォーム（JPF）が設立された。現在32団体が加入。
- ✓ JPFの設立がプロテクションに与えた影響。
  - ・ 現場での経験、情報、知識を共有し、共通の認識、理解を持つ。
  - ・ アカウンタビリティのビジネス化。
  - ・ スフィア・スタンダードやプロテクションの基準をJPF加入団体が共同で推進でき、各加入団体に基準に即した活動を求めることができる。
  - ・ NGOのみならず、ビジネスアクターや政府関係なども加入しているので、多くのアクターにプロテクションの共通理解を広げられる余地を持つ。

## ④今後の課題

- ✓ 緊急人道支援の現場におけるNGOと軍との関係。

## (2) 川原田 舞 「現場での具体的な実践を通じたプロテクションの実施」

### ①人道支援とプロテクション

- ✓ これまでの人道支援はサービスデリバリーの面が大きかった。
- ✓ しかし、単に物資を届けるだけではなく、受益者が持っている権利を保護することが求められている。これこそがプロテクションである。



### ②ワールドビジョンのコンゴ人道支援とプロテクション

- ✓ 2008年にコンゴで活動。コンゴは、94年のルワンダ虐殺に連動する紛争のために100万人以上の国内避難民が出た。慢性的に人道支援が続いているので忘れ去られてしまった、世界でもっとも劣悪な非人道的危機といわれている。

#### プロテクション原則 1

人道支援を行うことにより、さらなる被害を生まない・より状況を悪化させない。

- ・ これは当たり前のように、じつは現場に入ると難しいということがこの10年で分かってきた。現場は混乱しているため、外部から入ってきた団体が情報が偏っている中で正しい判断をすることは難しい。
- ・ 水汲みなどのために女性や子どもの徒歩での長距離移動が多くなると、暴力や児童兵士としての誘拐のリスクが高まる。そのため、井戸の設置場所によっては、むしろ受益者を危険にさらすことになる。

#### プロテクション原則 2

差別なく、公平・公正に支援が行き届くべきである。

- ・ コンゴ：元児童兵士が多い。元児童兵士はコミュニティから阻害され、学校にも行けず、危険な職業に従事していたりする。
- ・ NGOらが学校支援をしても、学校に行けない元児童兵士や孤児という、最も脆弱な子どもには届かず、支援から阻害される。

#### プロテクション原則 3

人々を身体的・精神的暴力や強要から保護する。

- ・ 武装勢力やコミュニティに対し、国際人道法や人道的ガイドライン、女性の保護される権利等をトレーニングした。その結果、政府軍、警察ら公安やコミュニティの男性が、人権や女性に配慮するようになった。

#### プロテクション原則 4

暴力行為、権利侵害によって身体的・精神的・社会的影響を受けた人々が適切にサポートされるべきである。

- ・ 調査の結果、親を失ったり親から離れている子どもたちが、もっとも劣悪な人権状況

に置かれていることが判明。そこで、他の人道支援団体と協力して家族統合促進事業を行った。

### ③プロテクションの真髄

- ✓ 事業形成において、ある特定の個人やコミュニティのニーズを社会全体から切り離して支援することは、社会全体のニーズを誤った見方で判断し、支援を誤った方向に導くことがある。人道支援は常に、特定のニーズやセクターを越えた社会全体での相互作用、つながりを意識しながらなされるべきである。

## (3) 長嶺 義宣 「ICRC のプロテクションガイドライン」

### ①プロテクションの意義と各プロテクション基準の位置づけ

- ✓ 各プロテクション基準の位置づけ
  - ・ オーストラリア NGO による最低基準：救援・開発においてプロテクションの側面に考慮する。
  - ・ スフィア・ハンドブック：緊急人道支援活動にプロテクション要素を盛り込む。
  - ・ Professional Standard：ICRC 主導による、プロテクション専門人道機関による専門機関のためのプロテクション基準化。スフィアとの違い：プロテクション NGO・団体職員が個人の資格で参加。
- ✓ なぜプロテクションが必要か？
  - ・ 有害なリスクを最小限に抑える
  - ・ 活動の効果を最大限に引き出す
  - ・ 活動に携わる団体の範囲を限定せず多様性を持たせる
- ✓ 90年代からプロテクション基準設定に着手



### ②Professional Standards の内容

- ✓ 50 の基準とガイドライン
- ✓ 前半は概念説明、後半は技術的要素を紹介
- ✓ 高度なプロテクションに不可欠な原則：人道、尊厳の尊重、公平性、差別の禁止、有害要素の回避、質の高いプログラム。
- ✓ 採用されなかった原則：中立と独立。これは赤十字が重視するにも関わらず、参加 NGO の反対意見から採用されなかった。
- ✓ 慎重な情報の取扱い
  - ・ 目的を最初から明確にすること

- ・ 聞き取りを行ううえでのリスク管理
- ・ 必要な手順を踏むこと
- ・ 調査をする上ではインフォームドコンセントが最も重要

### ③今後の課題

- ✓ 他のアクター（政治・軍・司法関係者）との連携をどうするか
- ✓ プロテクション基準の評価をする上で、実施の経験を共有すること
- ✓ モニタリング体系の不在
- ✓ 他のガイドラインとの棲み分け

## 3. パネリスト同士のコメント

### 【シェンケンバーグ】

とても重要なのは、人道支援活動においてプロテクションをしっかり実践しているかどうかよりも、状況を分析・調査ししっかり理解して行動しているのかということである。たとえば、受益者が手厚すぎる支援をもらうことでその地域のほかの人と差異や差別、対立が生じることは人道支援の場ではよく起こりうる。

プロテクションは新しい概念ではなく、被災者の権利を考えるに当たっては常に行われていることである。

他の人道支援団体のスタンダードとの比較：基本的なコンセプトは類似。紛争においてすでに権利が侵害されているのに、援助によって状況をさらに悪化させてはいけないということ。

人道援助と権利の侵害の間でどのようにバランスを取るかが重要だが、実際の現場では意思決定が難しいことが多い。

各人道支援団体が具体的にどのように行動すべきかについてはハンドブックでは規定していない。各団体が判断すること。

### 【石川】

プロテクションとして、プロジェクトベースの限界をどう乗り越えることができるか？プロテクションは、比較時間をかけて行動変容を求めていく活動であり、責任を担うべき政府の役割が重要となる。

また、私の個人的経験から言えば、パキスタン大地震後にカシミールでは、女兒を学校に行かせるという意識が被災者になかった。長期間にわたって行動変容を必要とする課題に対し、プロテクションがどう寄与できるのか？



### 【川原田】

誰が誰に対してどのような保護の責任をもっているかというのが重要。第一義的な保護責任は政府に帰属。しかし、政府の責任を果たせない国に NGO が入っていくことになっても、NGO が完全に政府に成り代わってはならない。国家の責任とのバランスを取りながら人道支援団体の責任を果たしていく必要がある。そのバランスのとりかたが難しい。中長期的な観点から考えれば、国家が人権や国際法にのっとった責任を果たすようにしなければならない。まず、プロテクションをもって人道支援団体が支援をしつつも、同時に国家の責任を政府にアドボカシーとして発信していくことが大切だと思っている。そのためには、人道支援団体が自己完結的に活動するのではなく、必ず現地の中央・地方政府を巻き込んでいくのが大事。

地元の政府やコミュニティの自助能力・キャパシティをうまく利用していく。人道支援団体は、それを奪ってはならない。緊急人道支援期を超えても数年以上支援づけにするのは、彼らの自助能力・キャパシティを失わせることであり、do no harm のプロテクション原則に反する。彼らの自助努力を引き出し、彼らのキャパシティの上に人道支援団体がうまく支援をするという意識を持つのが大切。

### 【石川】

コミュニティの一部に対して人道支援をおこなうことにより、一時的にせよコミュニティの中で対立や亀裂をもたらすことがあるかもしれない（たとえば、クルド人女性に対する支援を行うと、男性から不満が出てくる）。コミュニティの中からこのような問題の声があがってきたときに、それにどのように対処すればよいのか。

### 【桑名】

最初期の緊急援助の中では、自体が混乱しており、外国人がたくさん集まってきて支援を行う事で、一部のコミュニティ（女性、妊産婦、子ども）を切り出して支援した結果、意図しない分断が起こりうる。

緊急支援期では、人道支援団体間の支援競走の中で、誰が主だった人なのか、力関係はどうなっているのかが見えにくい、なるべくそのようなものに配慮をしながら援助活動を行うべき。

### 【石川】

他のスタンダードとスフィア・スタンダードはどのように連携できるのか？

### 【長嶺】

全世界・全アクター共通で適用されるような、数量的な基準を作るというのは難しいと思う。たとえば、ICRC でも、収容所にスフィア・スタンダードを適応できるか？という議論をしたことがあるが、収容所の面積、大部屋か個室かなどは各国の文化背景等により基準が変化しうるため、できないと判断した。

スフィア・スタンダードはあらゆる人道支援関係者が守るべき最低限の保護基準であるので、ICRC の基準に比べればやや緩めという印象。スフィア・スタンダードの基準を全団体が厳守した上で、ICRC 独自の基準を導入するというステップ。

**【シェンケンバーグ】**

プロテクションに関する基準が多くあるために混乱するかもしれないが、例えば、オーストラリアの NGO が 2008 年に作ったスタンダード (Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response Field Testing Version) は、各セクターにおける支援の具体的基準を示すものとして作られており、ICRC のスタンダードは人権の保護に重点をおいて作られている。スフィア・スタンダードは概念的にその中間に位置するもので、補完性があり対立するものではないと考える。

**【長嶺】**

ICRC では「保護」活動をベースとしており、「支援」ではない。

また、ICRC と人権団体との違いは、ICRC は「権利」という言葉はつかわず、国際法を守る「義務」について言及し、義務の履行により受益者の権利が守られると考えている。

#### 4. 質疑応答

**【質問】** 資金に限りがあるため、短期的・プロジェクトベースの支援になりがちであるが、JPF として (人道支援団体が集合体として) 活動することによってその限界を乗り越えた事例はあるか？

**【桑名】**

32 の団体が加盟する JPF が、同じセクター・エリアの中で活動をしながら連携し合いながら大きなプログラムベースでの活動により、広報や支援の届け方がよりうまくいったことがあった。

とはいえ、個々の NGO によって活動したいセクター、エリア、プロテクション基準もまちまちであるため、JPF としての活動は、ゆるやかな連携の中で情報交換をしながらケースバイケースで行っている。

**【質問】** 支援をする上で受益者が関わることでよい効果があったものはあるか？

**【川原田】**

スフィア・スタンダードの中でも、あらゆる支援のサイクルに受益者が携わることは最低条件となっている。先入観と当事者の視点が異なること、限られた資金・人員・時間をもってプライオリティの高い支援を行うためには、受益者から望むものを聞く必要がある。

また、受益者が、自らが信頼できる支援者・支援団体を選んで支援を行う

受益者の尊厳を守り、あらゆる暴力から守るためには、受益者の声を聞き、また説明責

任を果たすことが非常に重要である。

**【質問】** スフィア・スタンダードは調整を行う者（＝コーディネーター、団体の上層部）達にはあまり使われていないのはなぜか？

**【シェンケンバーグ】**

UNHCR などのコーディネーターは、人道支援というのは横断的な調整が必要とされるが、団体の上層部で現場や開発支援についてあまり知らないよく知らない人がやっていたりし、団体内の情報共有に問題がある。

グループ間の調整が問題となっている。クラスター（分野横断的な活動）では特に調整作業が必要なのに、プロテクション・スタンダードを知らず、会議続きで疲弊し上手く機能していない。この点は、早急な改善が必要である。

**【質問】** どうやったらスフィア・スタンダードがもっと人道的な支援に使われていくのか。

**【シェンケンバーグ】**

各団体が実際の人道支援を意思決定する際に参照し、支援に組み込んでいくもの。スフィアは重要な支援ツールだが、万能薬ではない。ひとつの指標として使ってほしい。

**【質問】** スフィア・プロジェクトが直面している課題とは？

**【シェンケンバーグ】**

多くの課題に直面している。ひとつは、多くの NGO が関わり、人道支援の内容が広範すぎるために、ハンドブックの内容が各セクターに細分化されすぎている。

スフィアの優れた点は、人道支援の現場で最もひろく参照されているということ。しかし、まだまだ人道支援業界は広がりつつある。現場で働く組織や NGO、受益者自身が、専門家としてプロテクションを提供し、危機に対処できるようになってほしい。そうなるように、ハンドブックをより広い人に活用してほしい。

**【質問】** 中央・地方政府や軍などの NGO 以外の援助機関にはプロテクション基準をどのように当てはめられるのか。また、NGO 以外の援助機関にプロテクション基準を順守させるためにはどのような手段が必要か？

**【長嶺】**

（特に ICRC の）プロテクション基準は、エイドワーカー・人権団体を対象にしたものであり、中央・地方政府を対象にしたものではない。

しかし、国際法や現地法の知識は不可欠と考えている。また、支援の第一の責任は政府に帰属するため、プロテクションの責任者である当事者（おもに政府）にプロテクションの順守を働きかけることが重要だと思う。

ICRC はプロテクション専門機関以外の他の団体と連携してプロテクション基準を作成し

てはいない。しかし、クラスターをリードする UNHCR を通してプロテクション基準をなるべく広く普及してもらえればと思う。

**【シェンケンバーグ】**

近年とても重要な問題は、プロテクションを人道支援機関にやってほしくない、支援機関を追い出したいと考える被援助国政府が増えてきていることである。たとえば、国内避難民（IDPs）という用語は使用を避けられがちである。そのため、人道支援機関と政府の間で対立や葛藤が生じ、人道支援活動は難しくなる。

だからこそ、スフィア・ハンドブックは政府にも読んでほしいし、積極的に使ってほしいと思っている。そうすれば、政府としての義務について理解できるだろう。プロテクションの定義は人道支援団体が作り出したものではなく、国家が批准している国際法にのっとったものである。

**【質問】 通訳を介しての調査の場合、通訳の公平性や偏見の問題はないのか？**

**【川原田】**

現地での調査などの場合、外国人が直接聞きとりを行うことは基本的に無い。同国人（「その地域の人」は基本的に使わない）による調査員に対し調査の基本概念や基本原則、支援の中での位置づけ、調査方法を教えることに長い時間を割く（8週間の調査のうち、始めの1, 2週間）。

公平性を保つため、必ずチームを組んで複数で現地語で調査を行う。

**【質問】 本当に脆弱な人とは？より配慮が必要な人にまで配慮できているか。**

**【川原田】**

コミュニティメンバーに Wealth Ranking（村単位で、各住民がどのような社会的立場に位置するかを詳細にランク付けしたもの）をつけてもらう。それにより、おのずと最も脆弱な人はだれであり、どこにどのように住んでいるのかが把握できる。私たちが脆弱性を決めるのではなく、地域の人達に聞き取りをし、どういうひとたちがいるか、そのひとたちはどのような状況で暮らしているかを詳細に調査することで、プロテクションに配慮したきめ細やかな支援ができるようになる。

**【長嶺】**

川原田氏の意見と対照的だが、ICRC は現地の人を通訳にあてない。暴力被害者などの場合は、かえって現地人より外国人に対してのほうが被害を話しやすい。また、特にリスクマネジメントの観点を重視しており、リスクの軽減のためにも国際スタッフを利用している。

**【川原田】**

現地人といっても、同じコミュニティ、地域の当事者は通訳者としては利用していない。

**【質問】** プロジェクトベースが多い JPF では、プロテクションに配慮した活動をマネジメントすることは困難なのではないか？

**【桑名】**

緊急支援は確かに 1~6 か月の短期のプロジェクトベース事業が多い。しかし、複雑な緊急支援の現場（スーダン、スリランカ）では、複数年のプロジェクトになっている。すると、モニタリングを行ってプログラムベースでチェックをしたり、プロジェクト終了後もモニタリングを行う事で、プロジェクトベースを越えた支援の在り方を問題を回避できるようになっていくのではないかと。

**【質問】** ワールドビジョン（WV）はスフィア・ハンドブックのフォーカスポイントであると聞いたが、実際の人道支援活動の実践にスフィアをどのように活用しているのか。

**【川原田】**

WV は、緊急支援の場では、パートナーシップ全体でスフィア・スタンダードを準拠してもらうことを目指している。また、WV のあらゆる事業計画書や報告書はスフィア・スタンダードに準拠しているかを確認することが義務付けられている。

また、スタッフに対するスフィア・スタンダードトレーニングを行う認定トレーナーを配置していて、私もその認定トレーナーだが、認定トレーナーになるためのトレーニングプログラムが ICVA やスフィア専門団体と連携して行っている。

**【質問】** スフィア・ハンドブックにプロテクション基準の明記が入ることはどんな意味があるか？

**【川原田】**

プロテクション自体はこれまでのハンドブックでも言及されていたが、はっきりとしたものではなかった。プロテクションが章として明記されるようになったことが今回の改定版の特徴。人道支援でも物を配ることに留まらず、義務、尊厳に配慮しながらプロテクションを行い、人道的観点から保護を行うために意味があると思う。

今後、日本の NGO の中でいかにスフィアを広めていくかは、他の NGO とも協議・協力しながら考えていき、トレーニング等を行っていきたい。

## ■別添資料

1. 第3回ワークショップ 「現場での事業実践を通じてプロテクションを確保する手法について」
2. 第4回ワークショップ 「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」
3. 公開シンポジウム 「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」

### 第3回ワークショップ

「参加型ワークショップ:現場での事業実践を通じてプロテクションを確保する手法について」

#### 第1部 援助関係者による性的虐待や搾取の防止へ向けたワークショップ

<タイムテーブル>

#### Session 1: Introduction to Gender Based Violence [60 minutes]

##### Session Outcomes:

- Participants can define Gender Based Violence (GBV), identify specific types of GBV and understand the nature and extent of GBV in humanitarian settings
- Participants understand key concepts relating to the Prevention of Sexual Exploitation and Abuse (PSEA)
- Participants apply their learning on PSEA to field-based scenarios.

Time	Length	Activity
1000-1005	5 mins	<b>Introductions</b>
1005-1020	15 mins	<b>Power point Presentation</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. Introduction to key GBV concepts including gender, specific types of GBV, sexual violence.</li><li>2. Introduction to GBV in humanitarian settings – nature, scope and ways to prevent and respond to GBV</li><li>3. Introduction to Prevention of Sexual Exploitation and Abuse.</li></ol>
1020-1040	20 mins	<b>Case Study: Ethics and Conduct in Humanitarian Settings</b> <p>Set up 4 ‘stations’ (tables or different parts of the wall) and tape one scenario to each station. Divide participants into 4 groups. Each group spends 5 minutes at each table reading the scenario and discussing the answers.</p>
1040-1100	20 mins	<b>Group Feedback &amp; Summary</b> <p>Bring the participants back into one group and go through the questions and answers.</p> <b>Handout:</b> SG’s Bulletin on PSEA

<グループワーク資料>

**Scenarios: Ethics and Conduct**

1. Jose is a 21 year old locally-hired driver who works for your NGO and transports relief items from the warehouse to an displacement camp where items are then distributed. On one trip he recognised a 16 year old girl from the camp and started giving her lifts back to the camp. The last time he drove her home she asked him inside to meet her family. Her mother and father were pleased that she has made friends with an NGO worker. Jose really likes the girl and wants to start a sexual relationship with her. He knows her family will approve and the local age of consent is 17 years. Which of the following is correct?
  - A) The relationship is permitted as long as the girl consents
  - B) The relationship is permitted as long as both the girl and her parents consent
  - C) The relationship is permitted once she is 17 years old
  - D) The relationship is permitted once she is 18 years old
  - E) Jose is not permitted to have a sexual relationship with the girl
  - F) Jose is permitted to have a sexual relationship with her if he marries her first.
  
2. Mary is a 22 year old single woman living in a refugee camp. Jacob works for the World Food Program (WFP) and is involved in distributing food at the camp. He offers to give Mary a bit of extra food if she will be his “special friend”. She agrees willingly and both agree they should start a sexual relationship. Mary hopes her relationship with Jacob might be a passport to a new and better life and Jacob does nothing to discourage this. Which of the following is correct?
  - A) The relationship is permitted because Mary is over 18 years
  - B) The relationship is permitted because both Mary and Jacob consent
  - C) The relationship is permitted as long as Jacob doesn’t give her extra rations
  - D) The relationship is prohibited.

3. Your NGO has set up 5 'Child Friendly Spaces' in a displacement camp following a large earthquake. These provide a structured and safe space where children meet other children, play, learn skills to deal with the risks they face and have educational opportunities. You have hired volunteers from within the community. One volunteer, Paul, is a 51 year old grandfather. One day another volunteer comes to you privately and tells you that Paul is having a sexual relationship with a 15 year old girl from outside the camp, and in return, he pays for her school uniform and books.

- A) What should you do?
  - B) Does your NGO have responsibilities in relation to Paul's behaviour? Why or why not?
  - C) Is there anything your NGO should have done before allowing Paul to volunteer in the project?
- 

4. You are visiting a large refugee camp where your NGO runs health and education programmes for refugees waiting for third country resettlement. During a focus group discussion, a young woman comments that some women in the camp are prioritised for resettlement in return for giving sexual favours to those making decisions. Another woman in the focus group disagrees, and tells the woman to be quiet and explains that some of the women are jealous and so make up stories. Which of the following would you do?

- A) Do nothing. It sounds like a community disagreement and your NGO is not involved in the resettlement programme.
- B) Ask the woman to tell you details of which women have given favours and to identify which men are responsible so you can follow-up the issue
- C) Find out who is allegedly responsible and go and interview them to see if it is true
- D) Tell the woman that the issue is important and you would like to speak to her further after the focus group
- E) Find out which agency or NGO is responsible for resettlement and go and visit their protection officer
- F) Introduce awareness of sexual exploitation and abuse into your NGO's health and education programmes
- G) Set up a mechanism where refugees can make safe and confidential complaints.



---

## Secretary-General's Bulletin

### Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse

The Secretary-General, for the purpose of preventing and addressing cases of sexual exploitation and sexual abuse, and taking into consideration General Assembly resolution 57/306 of 15 April 2003, "Investigation into sexual exploitation of refugees by aid workers in West Africa", promulgates the following in consultation with Executive Heads of separately administered organs and programmes of the United Nations:

#### Section 1 Definitions

For the purposes of the present bulletin, the term "sexual exploitation" means any actual or attempted abuse of a position of vulnerability, differential power, or trust, for sexual purposes, including, but not limited to, profiting monetarily, socially or politically from the sexual exploitation of another. Similarly, the term "sexual abuse" means the actual or threatened physical intrusion of a sexual nature, whether by force or under unequal or coercive conditions.

#### Section 2 Scope of application

2.1 The present bulletin shall apply to all staff of the United Nations, including staff of separately administered organs and programmes of the United Nations.

2.2 United Nations forces conducting operations under United Nations command and control are prohibited from committing acts of sexual exploitation and sexual abuse, and have a particular duty of care towards women and children, pursuant to section 7 of Secretary-General's bulletin ST/SGB/1999/13, entitled "Observance by United Nations forces of international humanitarian law".

2.3 Secretary-General's bulletin ST/SGB/253, entitled "Promotion of equal treatment of men and women in the Secretariat and prevention of sexual harassment", and the related administrative instruction<sup>1</sup> set forth policies and procedures for handling cases of sexual harassment in the Secretariat of the United Nations. Separately administered organs and programmes of the United Nations have promulgated similar policies and procedures.

---

<sup>1</sup> Currently ST/AI/379, entitled "Procedures for dealing with sexual harassment".



**Section 3**  
**Prohibition of sexual exploitation and sexual abuse**

3.1 Sexual exploitation and sexual abuse violate universally recognized international legal norms and standards and have always been unacceptable behaviour and prohibited conduct for United Nations staff. Such conduct is prohibited by the United Nations Staff Regulations and Rules.

3.2 In order to further protect the most vulnerable populations, especially women and children, the following specific standards which reiterate existing general obligations under the United Nations Staff Regulations and Rules, are promulgated:

(a) Sexual exploitation and sexual abuse constitute acts of serious misconduct and are therefore grounds for disciplinary measures, including summary dismissal;

(b) Sexual activity with children (persons under the age of 18) is prohibited regardless of the age of majority or age of consent locally. Mistaken belief in the age of a child is not a defence;

(c) Exchange of money, employment, goods or services for sex, including sexual favours or other forms of humiliating, degrading or exploitative behaviour, is prohibited. This includes any exchange of assistance that is due to beneficiaries of assistance;

(d) Sexual relationships between United Nations staff and beneficiaries of assistance, since they are based on inherently unequal power dynamics, undermine the credibility and integrity of the work of the United Nations and are strongly discouraged;

(e) Where a United Nations staff member develops concerns or suspicions regarding sexual exploitation or sexual abuse by a fellow worker, whether in the same agency or not and whether or not within the United Nations system, he or she must report such concerns via established reporting mechanisms;

(f) United Nations staff are obliged to create and maintain an environment that prevents sexual exploitation and sexual abuse. Managers at all levels have a particular responsibility to support and develop systems that maintain this environment.

3.3 The standards set out above are not intended to be an exhaustive list. Other types of sexually exploitive or sexually abusive behaviour may be grounds for administrative action or disciplinary measures, including summary dismissal, pursuant to the United Nations Staff Regulations and Rules.

**Section 4**  
**Duties of Heads of Departments, Offices and Missions**

4.1 The Head of Department, Office or Mission, as appropriate, shall be responsible for creating and maintaining an environment that prevents sexual exploitation and sexual abuse, and shall take appropriate measures for this purpose. In particular, the Head of Department, Office or Mission shall inform his or her staff of the contents of the present bulletin and ascertain that each staff member receives a copy thereof.

4.2 The Head of Department, Office or Mission shall be responsible for taking appropriate action in cases where there is reason to believe that any of the standards listed in section 3.2 above have been violated or any behaviour referred to in section

3.3 above has occurred. This action shall be taken in accordance with established rules and procedures for dealing with cases of staff misconduct.

4.3 The Head of Department, Office or Mission shall appoint an official, at a sufficiently high level, to serve as a focal point for receiving reports on cases of sexual exploitation and sexual abuse. With respect to Missions, the staff of the Mission and the local population shall be properly informed of the existence and role of the focal point and of how to contact him or her. All reports of sexual exploitation and sexual abuse shall be handled in a confidential manner in order to protect the rights of all involved. However, such reports may be used, where necessary, for action taken pursuant to section 4.2 above.

4.4 The Head of Department, Office or Mission shall not apply the standard prescribed in section 3.2 (b), where a staff member is legally married to someone under the age of 18 but over the age of majority or consent in their country of citizenship.

4.5 The Head of Department, Office or Mission may use his or her discretion in applying the standard prescribed in section 3.2 (d), where beneficiaries of assistance are over the age of 18 and the circumstances of the case justify an exception.

4.6 The Head of Department, Office or Mission shall promptly inform the Department of Management of its investigations into cases of sexual exploitation and sexual abuse, and the actions it has taken as a result of such investigations.

#### **Section 5**

##### **Referral to national authorities**

If, after proper investigation, there is evidence to support allegations of sexual exploitation or sexual abuse, these cases may, upon consultation with the Office of Legal Affairs, be referred to national authorities for criminal prosecution.

#### **Section 6**

##### **Cooperative arrangements with non-United Nations entities or individuals**

6.1 When entering into cooperative arrangements with non-United Nations entities or individuals, relevant United Nations officials shall inform those entities or individuals of the standards of conduct listed in section 3, and shall receive a written undertaking from those entities or individuals that they accept these standards.

6.2 The failure of those entities or individuals to take preventive measures against sexual exploitation or sexual abuse, to investigate allegations thereof, or to take corrective action when sexual exploitation or sexual abuse has occurred, shall constitute grounds for termination of any cooperative arrangement with the United Nations.

#### **Section 7**

##### **Entry into force**

The present bulletin shall enter into force on 15 October 2003.

(Signed) Kofi A. **Annan**  
Secretary-General

第2部 人道支援におけるプロテクション確保の最低基準

<タイムテーブル>

**Session 2: Incorporating Protection into Humanitarian Response using Minimum Standards [5 hrs]**

**Session Outcomes:**

- Participants review basic protection concepts and understand how protection mainstreaming fits into a protection risk framework
- Participants are familiar with the Standards Common to All Sectors and gain experience applying them using practice-based scenarios
- Participants are familiar with the Standards and Indicators in at least one sector and gain experience applying them to different phases of the project cycle.

Time	Length	Activity
1100-1120	20 mins	<b>Introduction</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Introduce names and experience in protection</li> <li>• Pre-Training Questionnaire</li> <li>• Overview of Session and Session Outcomes</li> </ul>
1120-1200	40 mins	<b>Power Point</b> Review of Key protection concepts and introduction to the Minimum Standards <ul style="list-style-type: none"> <li>• Categories of protection concerns</li> <li>• Protection risk framework</li> <li>• Minimum Standards - brief orientation to the standards and background to their development</li> <li>• Implementing standards as a contribution to reducing vulnerability</li> </ul>
1200-1300	60 mins	<b>Lunch</b>
1300-1420	80 mins	<b>Group Exercise: Common Standards</b>  Divide participants into 8 groups (one common standard per station). Each group should spend 10 minutes at each station completing the relevant case study/exercise.
1420-1500	40 mins	<b>Group Discussion on Common Standards Exercise</b>
1500-1520	20 mins	<b>Break</b>
1520-1600	40 mins	<b>Group Exercise: Sector Standards</b>  Divide participants into 6 groups (WASH, food and NFIs, shelter, livelihoods, health, education). Each group should use the standards and indicators for their sector to answer the scenario questions.
1600-1630	30 mins	<b>Group feedback: Sector Standards</b>
1630-1700	30 mins	<b>Post-training Questionnaire</b> <b>Final Questions &amp; Comments</b>

<パワーポイント資料>

### Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response

- Common Standards (all sectors)
- Water and Sanitation
- Food and Non-Food Items
- Livelihoods
- Shelter
- Health
- Education




### Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response

**Minimum Standards:** Set out the minimum level of performance to be reached in order to incorporate protection into humanitarian sector responses including programmes, advocacy and management.

**Key Indicators:** "Signals" that determine whether or not Minimum Standards have been reached, and that can be monitored to measure progress towards meeting the Standards.

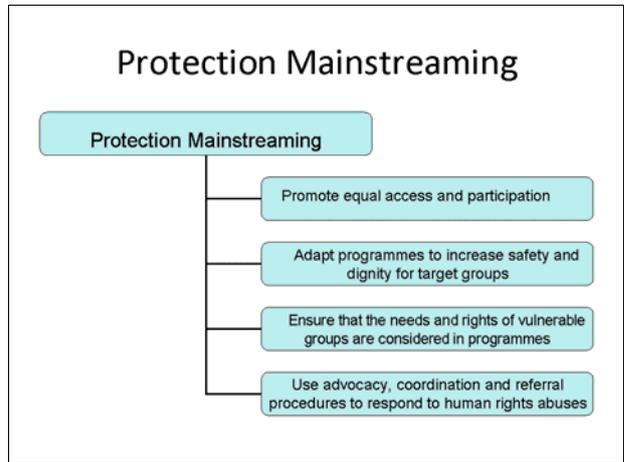
**Guidance Notes:** Provide additional information to help identify specific issues and suggested activities that need to be considered in application of the standards and indicators. To be read alongside the Minimum Standards and Indicators.




### Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response

A tool developed to assist protection staff, sector staff, programme staff and managers **to incorporate protection analysis and response effectively** into the assessment, design, monitoring and evaluation of sector programmes and projects.





### Why is protection mainstreaming important?

- Demonstrates a minimum agency **commitment to ensuring the human rights, safety and dignity** of disaster-affected populations
- Improves the **quality and accountability** of humanitarian programmes

### Responding to Protection Risks

$$\text{RISK} = \frac{\text{THREAT} \times \text{VULNERABILITY}}{\text{CAPACITY}}$$

- Reduce vulnerability and exposure to harm
- Time and location of daily activities
- Daily activities are often linked to agency programming (food, water and sanitation, livelihoods, education, health, shelter)

## Responding to Protection Risks

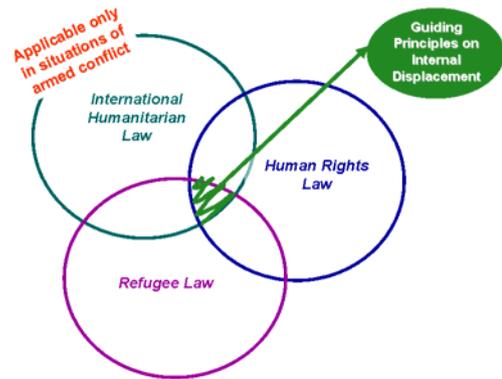
$$\text{RISK} = \frac{\text{THREAT} \times \text{VULNERABILITY}}{\text{CAPACITY}}$$

Reduce threats

Reduce vulnerabilities

Increase Capacities

## The International Legal Framework



## Identifying Protection Issues

### • Violence

- Or threat of violence including killing, torture, physical violence, sexual violence

### • Coercion & exploitation

- Forcing someone to do something against their will including forced recruitment, forced labour, sexual exploitation, payment of illegal taxes

### • Deprivation, neglect & discrimination

- Preventing people accessing the goods & services they need for survival including looting, destruction of property, crops, water supply, restricting movement.
- Neglect
- Discrimination



## Protection: A Quick Review

- Safety
  - Keeping people safe – essential for survival
  - Priority for assistance and advocacy (e.g. well-fed dead)
- Dignity
  - Choices and freedom
  - Personal self-worth, identity and autonomy
- Rights
  - Protection is about respect for people's rights and the obligations of authorities to protect under international law

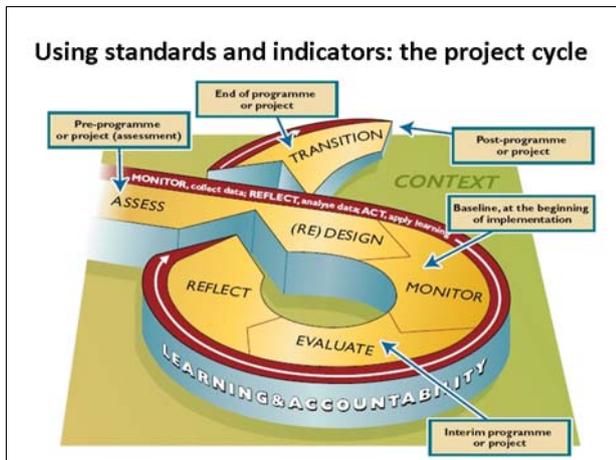
## Session Outcomes

- Review basic protection concepts and understand how protection mainstreaming fits into a protection risk framework
- Familiarity with the Standards Common to All Sectors and gain experience applying them using practice-based scenarios
- Familiarity with the Standards and Indicators in at least one sector and gain experience applying them to different phases of the project cycle.



## Incorporating Protection in Humanitarian Response





<グループワーク①Common Standards 資料>

Common Standard 1

Agencies prioritise the safety and dignity of disaster-affected populations

You have been deployed as part of an emergency relief team following a 7.8 magnitude earthquake in a major city. More than 300,000 people are either dead or missing, thousands are homeless due to collapsed buildings and hundreds are injured. Before the earthquake, the city was known as a dangerous place, with several neighbourhoods run by armed criminal gangs involved in the drug trade and high levels of sexual attacks, especially at night. The city has high levels of poverty, high levels of HIV and low literacy rates and school attendance. Another agency has been distributing food and tarpaulins for shelter, and there are some reports that the gangs have been intimidating people and saying they will provide them with “protection” at night if they give up their rations to the gangs.

1. Read Indicator A. Write down 2 or 3 questions you could ask in a rapid assessment of the area (within the first 24-72 hours) to meet indicator A.
2. Read Indicators E, F and G. Think about own agency and work. Does your agency currently implement these indicators in its field programmes? What does your agency need to do differently to achieve these indicators?

## Common Standard 2

Humanitarian response programmes are based on a comprehensive analysis of the context that includes analysis of protection risks

Your agency has been providing health, and water and sanitation services in a camp for Internally Displaced Persons (IDPs) for 4 months. Today, the government has announced over the radio that the camp will be closed and people will be moved to another location 20 kilometres away. The IDPs are very unhappy and do not want to move. Some of the children will have to leave the school they are currently attending and there is no transport in the new location to allow people to travel easily to school, markets and work. When government officials visit the camp, they tell people that people have no choice and they have to move or not receive any further assistance from the government or NGOs.

1. Read Indicator A. Then read Principle 28 (1) and (2) of the Guiding Principles on Internal Displacement. What rights have been violated? What could your agency do in response to this situation?

### Guiding Principle 28

- (1) Competent authorities have a primary duty and responsibility to establish conditions, as well as provide the means, which allow Internally Displaced Persons to return, voluntarily, in safety and dignity to their homes or places of habitual residence, or to resettle voluntarily in another part of the country. Such authorities shall endeavour to facilitate the reintegration of returned or resettled Internally Displaced Persons.
- (2) Special efforts should be made to ensure the full participation of Internally Displaced Persons in the planning and management of their return, or resettlement and reintegration.

[www.brookings.edu/projects/idp/gp\\_page.aspx](http://www.brookings.edu/projects/idp/gp_page.aspx)

### Common Standard 3

Humanitarian assistance and services are provided equitably and impartially, based on the vulnerability and needs of individuals and groups affected by disaster

Your agency is involved in emergency distribution of food rations and tarpaulins in a major urban city following a typhoon that has displaced thousands of people. Many people are affected but particularly informal settlers living in slums on the bank of a river. Some people are now living in collective centres in schools and churches, and others are staying with family and friends in overcrowded houses. Some community leaders are saying that only landowners deserve assistance as the slum dwellers are illegal settlers. You are responsible for conducting a needs assessment.

1. Read Indicator A. How will you decide who to talk to during the assessment, how to find them, and who to target for assistance? How will you find displaced persons who are not staying at the collective centres?
2. Read Indicator C. Once you have decided who to target, how will you disseminate this information?

### Common Standard 4

Disaster-affected populations are intentionally engaged as informed partners in responding to protection concerns

Your agency makes sure that it involves disaster-affected populations during needs assessments and also holds community focus group discussions during project monitoring to get feedback on how the project is progressing. Beneficiaries are also involved in water and sanitation committees and on food distribution committees.

1. Read Indicators A, B, C, and D. Does the level of participation described above meet the standard? What else does the agency need to do?

## Common Standard 5

### Agencies recognise the State as the primary actor responsible for protection

Following a recent disputed election result there has been an outbreak of violence with widespread displacement following clashes between supporters of the main two political parties. There have been incidences of targeted killings as well as indiscriminate attacks. In the major cities, curfews have been imposed and the police are patrolling the streets at night. However in some rural areas there are no police and there are also reports that some police have been refusing to intervene and protect people from attack if they are from the opposing political party, or to arrest perpetrators.

1. Read Indicators A and B. What is your assessment of the capacity and willingness of the State to provide protection?
2. Read the ALNAP guide's information on different modes of action. What modes of action might be appropriate if the government is **willing but not able** to protect? What would you do differently if the government is **not willing or able** to protect?

#### ***ALNAP Guide: Modes of Action***

Some sort of response is always required when humanitarian staff and agencies witness or hear about protection issues. This is an ethical obligation. Different modes of action are chosen depending on the capacity and willingness of authorities and other actors to protect, and agency mandate. The modes of action are:

- ***Persuasion*** – convincing actors to fulfil their responsibilities, usually through private dialogue
- ***Mobilisation*** – this is not community mobilisation, it is carefully sharing information with other actors (such as business leaders) who may be able to bring positive pressure on the state or other actors
- ***Denunciation*** – this usually involves public disclosure of violations
- ***Capacity-building*** – supporting and strengthening existing protection mechanisms (such as police, or national child protection services)
- ***Substitution*** - is providing direct services or material assistance to people in need of protection.<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> Hugo Slim and Andrew Bonwick, *Protection: An ALNAP Guide for Humanitarian Agencies* (2005),81-3. Diagram sourced from United Nations Procap Training Presentation May 2007.

#### Common Standard 6

The rights, needs and capacities of vulnerable groups are reflected in all stages of agency response

Your agency is about to start a general food distribution programme. During the assessment, you found that there were several people who are sight and hearing impaired. Your agency is also building 20 latrines.

1. Read Indicators A, B, and C. What critical information do people need to know about your food programme and how will you communicate this so that sight and hearing impaired people receive and understand the information?
2. Read Indicators A and E. What structural things do you need to consider when building the latrines?

#### Common Standard 7

Agencies have policies and procedures to govern advocacy responses to protection concerns

Your agency is providing emergency health care to Internally Displaced Persons (IDPs) who have informally settled in a sports stadium following major flooding. Several people coming to your mobile clinic mention they are very fearful as police have been coming into the stadium at night and threatening people with eviction. Some people have been injured after fighting with police. There are rumours that the local government authority will close the stadium at the end of the week and force people to go back to their homes. However the IDPs say that their homes have been destroyed and they have nowhere to return to.

1. Read Indicators A, B, C and D.
2. Draft a short advocacy strategy to respond to this issue. Who will you target and why? What is your key message? What are you trying to change? Who else will you involve?
3. Discuss Indicator A. Does your own agency have clear policies around when you will engage in advocacy and how?

Common Standard 8

Agencies respond appropriately to incidences of human rights abuses in conformity with their mandate and recognised good practice

You are visiting a water and sanitation project with local staff when suddenly a woman runs over to your group and tells you that another woman has been attacked by two men. She takes you to see the woman who is distressed.

1. Read the Safe/Unsafe action cards. Divide the cards into two groups on the table or floor: questions and actions that you think are safe to ask/do, and questions and actions that are unsafe.
2. Discuss the following: How confident are you that you know what to do if you see or hear about incidences of human rights abuses during your work? Does your agency provide any guidance on what you should do?

**Are you hurt?**

---

**What specific help/assistance do you need?**

**Can you please provide me with more detail of what happened?**

---

**Don't say anything at the time, but later call the police from somewhere private**

**Report the incident to your manager and ask for advice**

---

**Do nothing if it is a domestic violence or family/community matter**

**Are you happy for me to contact someone to get you further support or help?**

---

**Can you tell me exactly what happened?**

**Do you want me to help you contact the police?**

---

**Immediately write down the details of what happened**

**Check safety: your safety, the safety of other staff and the safety of the affected person**

---

**Give the person contact information for health and counselling services**

**Can you tell me who is responsible for doing this?**

---

**When and where did it happen?**

**Arrange to go back and talk to the person and find out more information once they are feeling better**

---

**Talk to the person who is alleged to have committed the abuse to find out if it is true**

**Group Exercise: Sector Standards**

**Context**

'Fortune City' has 5 million people living in it over an area of 38 square kilometres. The city is very densely populated. People mostly live in high-rise buildings but there is also a sizeable population living in illegal settlements near the river and its main bridges. The police often target these areas and harass the population accusing them of doing drug deals and other illegal activities. People mostly work in factories, undertake manual labour, and women are often employed in domestic service. There is high unemployment throughout the city and a thriving underworld exists in the illegal settlements which are characterised by crime, theft, drug trade and prostitution.

Fortune City is governed by a city mayor and has reasonable health and education systems, although not everyone can access these, particularly the illegal settlers who do not have identification cards. There is a good communications network and almost everyone has access to mobile phones.

Fortune City is in an area that experiences frequent typhoons and flooding during the annual rainy season. However one week ago, the city experienced its worst typhoon on record. 556 people were killed and around 200,000 people lost their homes and belongings. Damage to infrastructure was significant, with roads washed away, bridges and building collapsed and 23 schools were completely destroyed. Many government offices were damaged or destroyed.

The illegal settlements and slums along the river were most severely affected and many families have moved into other slum areas further towards the centre of the city. Other households have moved into partially destroyed schools where there is no functioning water or sanitation services.

Around 600 displaced people have moved into a sports stadium and are living in the open using whatever materials they can find as shelter. Since the typhoon hit, there have been food shortages and the price of rice has increased by 150%. There are reports that crime, theft and violent robberies are taking place in displacement areas, and there is widespread looting across the city. Newspapers are reporting an increase in gang violence and kidnapping. A local NGO has reported 13 cases of illegal adoption of orphans, and alleged that young girls are being taken from the stadium to work as domestic workers in the nearby city, and also overseas. There has also been news of rapes occurring at night at the stadium and a number of other collective centres for the displaced. The stadium has lots of open gates so it is easy for anyone to come in and out, especially at night.

## Group Exercise: Sector Standards

Your agency has been allocated responsibility for providing people at the sports stadium with emergency relief assistance. It is anticipated that it will be at least 3 months until other temporary accommodation can be built and at least a further 4 months after that until permanent housing can be completed. There is still no water or electricity available and tension is rising among displaced people at the stadium.

### **Water and Sanitation**

You are responsible for providing water and sanitation services at the stadium. The stadium only had 2 toilets for men and 2 toilets for woman prior to the typhoon and these are no longer functioning. People are defecating in a small creek by the side of the stadium, but it is dangerous to go there, especially at night.

Read the standards, indicators and guidance notes for Water and Sanitation. Create a checklist of things you need to consider when designing toilet and washing facilities to ensure that you are adequately incorporating protection into your design.

### **Food and Non-Food Items (NFIs)**

You are responsible for a programme distributing food and NFIs such as fuel, pots, utensils and clothing to people at the stadium and also for people who are displaced and living in the surrounding area. On the first day, there was a big crowd at the distribution and riots started at the end of the day as people feared they might miss out on food. Some people turned up at the distribution expecting food but were not on the beneficiary list. Two families from outside the stadium tell you at 5pm that they can't wait any longer as they have elderly parents who they have to help get home before it gets dark and so they miss out on receiving their entitlements.

Read the standards, indicators and guidance notes for Food and Non-Food Items. Create a checklist of things you need to do to ensure that you are adequately addressing protection concerns within the food and NFI programme.

What are 2 protection questions that food monitors could ask during post-distribution monitoring?

### **Livelihoods**

Your agency has started a Cash For Work programme, paying beneficiaries to clear debris such as trees and building materials from the streets. Read the standards, indicators and guidance notes for Livelihoods programmes. Write two checklists: one listing things you need to consider

## Group Exercise: Sector Standards

to make sure people can safely access the programme, and the second listing things you will do to include adults of all ages and abilities in the programme.

### Shelter

Your agency is responsible for making immediate improvements to emergency shelter in the stadium, and for building temporary shelters on a site 1 kilometre away on land allocated by the government.

What things do you need to do to improve the safety and dignity of people living in the stadium?

What protection issues do you need to consider when building temporary shelter?

### Health

Your agency is providing a mobile health clinic service for 4 hours every morning at the stadium by providing two male doctors and essential medicines such as antibiotics. In the afternoon, your agency goes to the local government health clinic to help out with a child immunisation programme.

Read the standards, indicators and guidance notes for health services. Write a list of things to check when monitoring the project to ensure it meets the standards. Are there any changes your agency could advocate for to improve alignment with the standards?

### Education

A tent has been set up at the stadium as an informal learning centre, however it is at the bottom of a steep hill and frequently floods. There is a school nearby but the Principal has said that only children with identity cards and uniforms can attend, so this excludes most of the children who are displaced.

Read the standards, indicators and guidance notes for Education. What things do you need to do to adequately include protection in the design and implementation of this project?

第4回ワークショップ

「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」

<タイムテーブル>

**GOAL: At the end of the Workshop, participants have an understanding of protection in humanitarian action and are able to apply aspects of protection as included in the Sphere Handbook (forthcoming revised edition) in their work.**

TIMING DAY 1	TOPICS
AM	Introductions Presentation of Agenda and Timing Expectations Objectives
<b>Objective 1:</b> <b>At the end of this session, participants have explored the (historical) background of the Sphere Handbook and of the concept of protection in humanitarian action.</b>	
AM	Introducing the Sphere Handbook
11h30 – 11h45	<i>BREAK</i>
AM	Introducing Protection and its relevance in humanitarian action for NGOs
13h00 – 14h00	<i>LUNCH</i>
PM	Who Protects?
15h15 – 15h30	<i>BREAK</i>
<b>Objective 2:</b> <b>At the end of this session, participants have an understanding of protection as set out in the Sphere Handbook and are able to apply this knowledge in their work</b>	
PM	Protection Concepts in Sphere: the HC, PC, and CS
PM	Sphere Video

TIMING DAY 2	TOPICS
10.00	RECAP – <i>Quiz</i>
10.45 (including coffee break)	Case Studies and Feedback
13h00 – 14h00	<i>LUNCH</i>
<p><b>Objective 3:</b>  <b>At the end of the session, participants are able to promote protection, as relevant to their work, within their organizations and their knowledge may help them in guiding their organizational decisions and actions.</b></p>	
PM	Feedback on case studies (continued)
15h00 – 15h30	<i>BREAK</i>
PM	Developing actions plans on how to use Sphere and apply the protection principles within participants' organizations
16.30	Final Wrap-up & Closure

<2 日目 : クイズ>

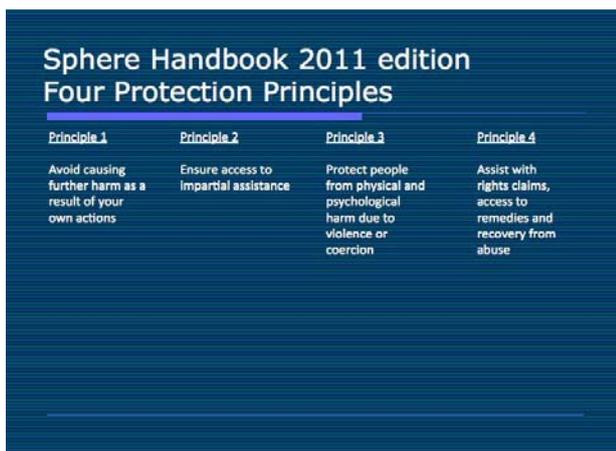
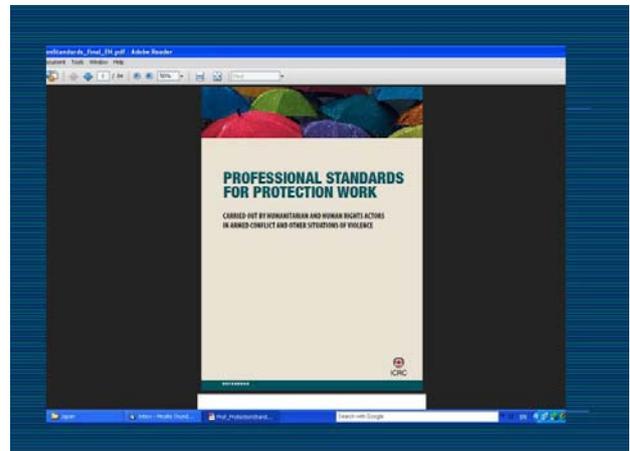
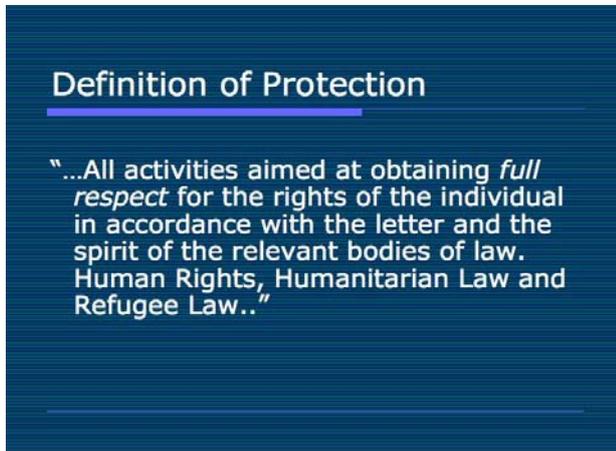
Day II: Quiz

1. When was the first edition of the Sphere Handbook published:
  - a) 1998
  - b) 1999
  - c) 2000
  - d) 2001
  
2. Which organisation of the following list was not part of the management committee responsible for the Sphere Project, when the first Handbook was launched:
  - a) ICRC
  - b) MSF
  - c) VOICE
  - d) UNHCR
  
3. Which of the following legal sources does not underpin the Sphere Handbook:
  - a) The IDP Guiding Principles
  - b) The UN Charter
  - c) The Four Geneva Conventions, 1949
  - d) The 1951 Convention relating to the Status of Refugees
  
4. Why did French NGOs criticise the publication of the Sphere Handbook?
  - a) They were not part of the management committee;
  - b) There was no French translation available;
  - c) They feared that the standards would backfire on NGOs and that they would be held responsible for not complying with them;
  - d) They said that the standards in international humanitarian and human rights law were sufficient in terms of clarifying roles and responsibilities
  
5. Which of the following chapters is no longer part of the Sphere Handbook?
  - a) Nutrition
  - b) Security
  - c) Common Standards
  - d) Education

6. Why was protection not part of the first two editions of the Handbook?
- a) It was seen as irrelevant to humanitarian assistance which was the focus of the Handbook;
  - b) It was believed impossible to gauge protection into Sphere-like standards or principles
  - c) Protection was part of the Handbook but not made explicit as such
  - d) UNHCR and ICRC were opposed to including protection, which they saw as their exclusive mandates.
7. What is the difference between the concepts of protection and the rights-based approach?
- a) There is no difference – they are the same;
  - b) The rights-based approach is for human rights organisations and protection is a concept applied by humanitarian organisations;
  - c) A number of governments do not accept that humanitarian organisations are concerned about human rights issues, which is why they refer to protection, which has been accepted as a term;
  - d) The rights-based approach helps organisations to explicitly frame their work in the support of (human) rights, while protection is an underlying concept, as well as a set of activities in the context of humanitarian work.
8. Which of the following activities does not fit within the concept of protection?
- a) Providing psycho-social care and trauma counselling;
  - b) Advocating for identity and nationality papers to be issued to all citizens;
  - c) Sending a convoy of ships with humanitarian relief goods to break a blockade imposed by one of the parties to a conflict on a (part of) another country ;
  - d) Passing on human rights information to the international criminal court.
9. Which of the following statements is false?
- a) Rebel groups have an obligation to protect the civilian population;
  - b) It is a violation of the rules of war (international humanitarian law) to kill civilians;
  - c) A country may close its borders for refugees;
  - d) Domestic violence is a private matter in the family.
10. Who of the following international actors does not have a protection mandate?
- a) ICRC
  - b) The Office of the High Commissioner for Human Rights
  - c) UNHCR
  - d) UN peacekeepers.

公開シンポジウム  
「スフィア・スタンダードの改定とプロテクション」

<Ed Schenkenberg 氏パワーポイント資料>



<桑名 恵氏パワーポイント資料>

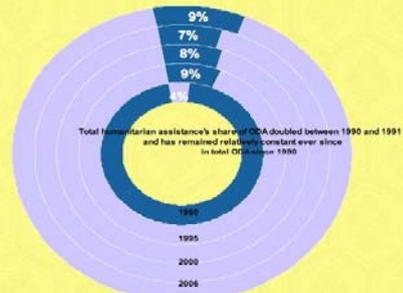


## 緊急人道支援から何を想像しますか？



## 緊急人道支援は増加しています

ODAに緊急支援が占める割合



引用: Global Humanitarian Assistance 2007/2008 (2008)

## 緊急人道支援のチャンネル

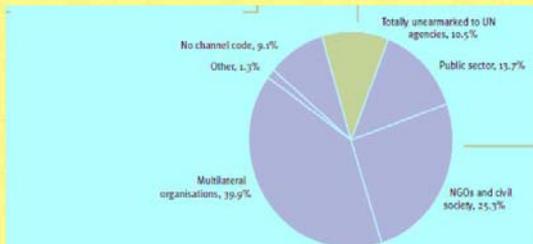


Figure 6: Total official humanitarian assistance expenditure by channel, 2007 [Source: Development Initiatives based on DAC 1, DAC2a and DAC CRS data]

## 緊急人道支援の担い手は？

- ◆ **人道的アクター** NGO、赤十字社、国連機関
  - ◆ **政治的アクター** 政府機関、国連、EUなどの地域機構
  - ◆ **軍事的アクター** 国連軍、地域機構軍、地域的な軍事同盟、国軍、国軍以外の軍事組織、武装集団
  - ◆ **宗教的アクター** キリスト教会、イスラム系組織等
  - ◆ **その他** 企業や個人などの慈善的アクター
- ⇒ 各々が介入の動機、目的、優先順位を持つ (長, 2003)

## なぜNGO、市民社会の役割が大きいのでしょうか？

- ① **政治的な中立性・独立性**  
→ 人道的見地から、主権国家の枠にとらわれず活動
- ② **現場に根ざした活動**  
→ ニーズを的確につかみ、きめ細かい援助を届ける
- ③ **スピードと柔軟性**  
→ 意思決定が速い。状況の変化に応じて計画を修正
- ④ **援助効率の高さ**  
→ 現地でのスタッフ雇用・物資調達によるコスト削減

## 緊急人道支援の特徴

人道支援の特徴

- 流動的で複雑な状況
- 社会システムの崩壊
- ベースラインデータがなく、データ収集が困難
- 多くのアクターの関わり
- 現地ステイクホルダーのかかわりが少ない
- 当面必要とされているニーズに焦点が当てられる
- 現地社会で閉ざされていたものが開く

実施体制

- シナリオに沿って「望ましい」状態を作り上げる(=目的論的発想)
- プロジェクト形態でシナリオ通りの支援を行う(=機論的発想)
- 誰を支援対象者にすべきかをあらかじめ決められている

支援対象者以外への影響？

プロジェクトが意図しない影響

- 根本的な問題に対する、長期的な影響の考察
- 現地の人々の関与
- 多くのアクターの関わりを考察

## 東ティモールの事例から

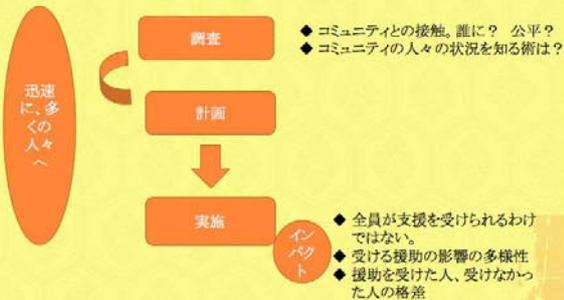
## 東ティモール



- ◆16世紀～1999年:ポルトガル、日本、インドネシアによる外国支配
- ◆1975年～1999年9月:インドネシア統治下での人権抑圧、独立ゲリラ闘争。
- ◆1999年9月:独立を問う住民投票前後の虐殺、騒乱
- ◆1999年10月～2002年5月:国連暫定統治時代  
⇒ 国際社会による大規模な緊急人道支援
- ◆2002年5月:東ティモール独立
- ◆2006年4月:軍人ストライキが発端の混乱、内紛(約15万人国内避難民)  
⇒ 2度目の緊急人道支援

・21世紀最初の独立国  
・人口:92万4642人(2004年)  
・面積:15,007km<sup>2</sup>(長野県よりやや大)

## 緊急人道支援におけるコミュニティ支援はどのように行われるか?



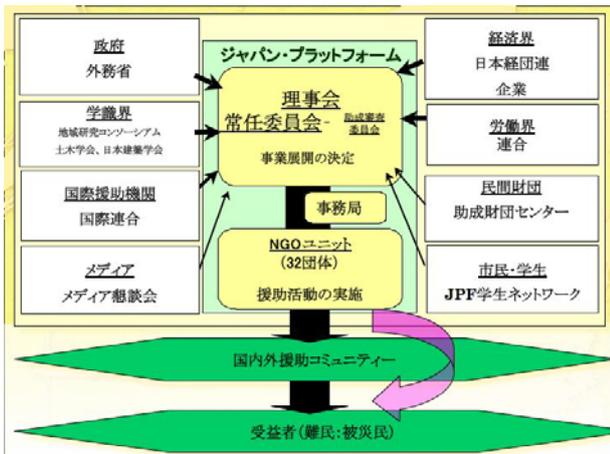
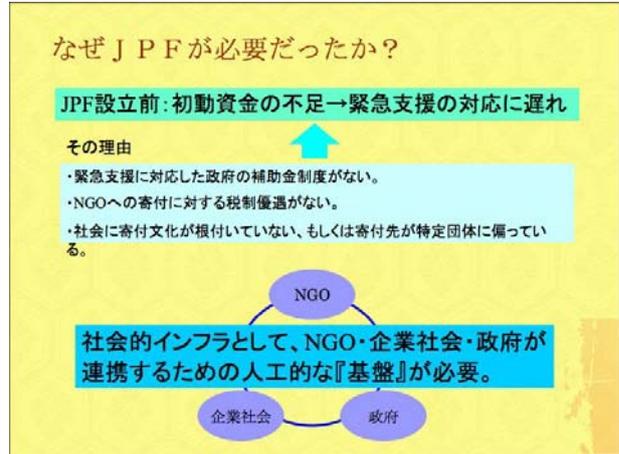
## コミュニティの人々:さまざまに置かれた立場

- ◆ 紛争要因に影響を受けるグループ
  - ◆ 男性、女性
  - ◆ 年齢:若者グループ、年配者グループ
  - ◆ 住んでいる場所:アクセスが良い? 悪い?
  - ◆ 村のガバナンス
  - ◆ 民族
  - ◆ 受けた教育
  - ◆ 職業
  - ◆ 家族構成
- etc...

## 援助の影響



## 緊急人道支援活動における日本のNGO活動の変遷



<川原田 舞氏パワーポイント資料>

World Vision  
この子を救う。未来を救う。

## ワールド・ビジョン 人道支援におけるプロテクション コンゴ民主共和国(東部)調査事例



ワールド・ビジョン・ジャパン  
海外事業部緊急人道支援課  
マルチチャネル・グラント・チームリーダー  
川原田 舞  
2010年1月29日(土)

2010年度 教育系NGO研究費「マイアイトイ」実施、国際シンポジウム  
「スフィア・スタンダードの普及とプロテクション」

World Vision  
この子を救う。未来を救う。

### WV人道支援におけるプロテクション—事例

#### コンゴ民主共和国東部における人道支援調査

**背景:**  
1960年ベルギーから独立 内紛&汚職  
1994年 ルワンダ大虐殺 コンゴ政府軍 (FARDC)、Tutsi General Laurent Nknda, 前 Hutu武装兵力(FDLR)、MaiMai間武力衝突  
100万人以上の国内避難民 (内80万人北キブ州)  
1998年より概算540万人以上の死者  
劣悪な国内避難民生活環境に加えて、広範囲、大規模SGBV、児童兵士の問題もあり、世界で最も非人道的危機と位置づけられている。




World Vision  
この子を救う。未来を救う。

### WV人道支援におけるプロテクション—事例

#### コンゴ民主共和国東部における人道支援調査 対象者

Table 1: Summary of FGD participation

Target Area	Community Name	Community Type	# of FGD Participants					
			Boys 12-16	Girls 12-16	Men	Women	Children 7-11	Teens 12-18
Peace Area	Ichaha	Host / IDP						
	Kibali	Return			16	15		14
	Mosko	IDP						16
	Buwa Mero	Return	15	15	15	15		
Neighbourhood / Camp Area	Kabwa	Host / IDP						
	Kombor	Host			13	14		
	Mungu	Host	14	18	23	17		
	Schenge	IDP					18	17
	Nkolupa	Host			13	14		
	Kibumbi	IDP						18
	Kobamba	Host					16	16
	Kabwa	Host / IDP			20	18		
	Ninga	Host / Return	24	18	15	18		
	Komera	Host / Return			20	14		
Rural / Host / Return	Sie Pukulya	IDP					24	18
	Mwanga	Return			18	18		
	Karaka	Return					18	11
	Mbishi	Return			18	18		
TOTALS			86	82	117	114	139	138
					907 PARTICIPANTS			

**1. 各世帯生活状況**  
住居、土地権利、職業、収入、財産、教育、保健衛生、食料、NGO等からの支援状況。

**2. 危険、暴力行為、搾取、強要**  
SGBV, 虐待行為、治安状況

**3. 人口移動**  
避難状況、避難民受け入れ地域住民の状況、帰還

World Vision  
この子を救う。未来を救う。

### WV人道支援におけるプロテクション—事例

#### コンゴ民主共和国東部における人道支援調査 様子



World Vision  
この子を救う。未来を救う。

### WV人道支援におけるプロテクション

**スフィア プロテクション ガイドライン**

プロテクション原則1: Avoid exposing people from further harm  
人道支援によって、人々に対してさらなる危険にさらされたり、権利を侵されないように考慮し具体的な対策を取るべきである。

↓

コンゴ民主共和国 Comprehensive Needs Assessment結果  
プロテクション関連の 이슈— 例: 水衛生

\*地域住民(特に女性や子ども)が水を汲みに行くときに、武力兵力からの暴力行為(女性にはSGVB)、拉致(誘拐)により児童兵士にされている。長距離(数キロ)を長い時間かけて徒歩で汲みにいかなければならない。

\*費しければ安い程、近隣にある給水所は料金がかかる為アクセスできず、結果不衛生な川などで水を汲み込んでいる。

Projectオプション: 安全な場所への給水所の設置、地域の中で男性青年等の治安チームの形成

World Vision  
この子を救う。未来を救う。

### WV人道支援におけるプロテクション

**スフィア プロテクション ガイドライン**

プロテクション原則2: Ensure people's access to impartial assistance – in proportion to need and without discrimination  
人種、性別、宗教、言語等差別なく、公正・公平に支援が行き届くべきである。

↓

コンゴ民主共和国 Comprehensive Needs Assessment結果  
プロテクション関連の 이슈— 例: 元児童兵士、親を失ってしまった(死亡または離ればなれになってしまった、経済的困窮により捨てられてしまった子ども)

1. 児童兵士はもとより、元児童兵士の子ども達は通常コミュニティから見捨てられ、生活は困難し、学校には行っていない。結果、他に仕事もなく密みを働いたり、恐喝を行ったり、物をいそしたり、危険な場所での労働しているケースが多い。

2. 親を失ってしまった子ども達、親からなんらかの理由で離れてしまっている子ども達は、最も性的搾取、暴力行為、貧困等、国内避難民の中で最も劣悪な状況にあり、最も脆弱である事が分かった。

Program Option: 世帯を通じた食料支援X

WV人道支援におけるプロテクション

World Vision  
この子を守り、未来を救う。

スフィア プロテクション ガイドライン

プロテクション原則3: Protect people from physical and psychological harm arising from violence and coercion

人々から身体的・精神的暴力や強要(個人の意思と反して行為を強いられる事)から保護するべきである。

↓

SGVB 等の被害を軽減する為の事業事例

WV人道支援におけるプロテクション

World Vision  
この子を守り、未来を救う。

EDRC Logframe :

Component 1 – protection-focused programming and advocacy			
Outcome 1.1	Reduction in level of threat to safety and security	# Reported incidents of threats and abuses	WV incident monitoring data- MCHUC security reports- Protection Cluster meeting minutes
Output 1.1	Armed groups have increased knowledge of their responsibilities under international humanitarian law (IHL), human rights law and relevant national laws	# Training participants able to describe 3 key responsibilities relating to civilian protection	Training baseline questionnaire and course evaluation
Activity 1.1.1	Training armed groups in IHL (in association with ICRC/Protection Cluster)	Inputs:- Training costs- Advocacy meetings/dialogue	Staff follow established reporting procedures
Activity 1.1.2	Training armed groups in national laws on SGVB		Inter-agency participation secured- Armed groups willing to participate in training
Activity 1.1.3	Advocacy to armed groups in response to local risks (as appropriate)		
Output 1.2	Local authorities increase fulfilment of their responsibility for the protection of civilian individuals and communities	# Reported incidents to police followed up- Community perceptions of police action to reduce violence	Incident monitoring data- Interviews with police- Local authorities willing to engage in training and dialogue

WV人道支援におけるプロテクション

World Vision  
この子を守り、未来を救う。

EDRC Logframe :

Activity 1.2.1	Training police in core human rights instruments (i.e., CRC, national laws on sexual violence/SGVB)	Inputs:- Training costs-		
Activity 1.2.2	Training village traditional leaders in the application of key human rights instruments (including CRC, CEDAW)			
Activity 1.2.3	Training traditional leaders in leadership skills			
Output 1.3	Dissemination of key protection messages to the wider community (indirect targeting)	# Messages disseminated-	Project monitoring data-	Dissemination will not place communities at risk
Activity 1.3.1	Design and implementation of multi-media messages including radio broadcasts, IEC materials such as posters and posters, theatre groups, t-shirts	Inputs:- Community meetings, formation of theatre groups- Materials and printing- Negotiation for radio broadcast- Dissemination		

WV人道支援におけるプロテクション

World Vision  
この子を守り、未来を救う。

スフィア プロテクション ガイドライン

プロテクション原則4: Assist people to claim their rights, access available remedies and recover from the effects of abuse.

暴力行為、権利侵害により、身体的、精神的、社会的影響を受けた人々が適切にサポートされるべきである。(情報の共有、法的書類へのアクセス、その他支援を通じて支援される。)

コンゴ民主共和国 Comprehensive Needs Assessment結果

プロテクション関連の 이슈ー 例- 元児童兵士、親を失ってしまった(死亡または離ればなれになってしまった、経済的困窮により捨てられてしまった子ども)

1. 児童兵士はもとより、元児童兵士の子ども達は通常コミュニティから見捨てられ、生活は困難し、学校には行っていない結果、他に仕事もなく盗みを働いたり、薬物を行ったり、物乞いをしたり、危険な場所での労働しているケースが多い

2. 親を失ってしまった子ども達、親からなんらかの理由で離れてしまっている子ども達は、最も性的搾取、暴力行為、貧困等、国内避難民の中で最も劣悪な状況にあり、最も脆弱である事が分かった。

Program Option: チャイルドフレンドリースペース

WV人道支援におけるプロテクション

World Vision  
この子を守り、未来を救う。

プロテクション、支援実施者が考慮すべき課題

FAMILY AND COMMUNITY RESILIENCE IN EASTERN DRC

事業形成において、個人、世帯、コミュニティのニーズ要素の「ひとつ」を、社会全体の現実から切り離してしまう事は、マイナスの連鎖作用を引き起こし、本来であれば、育成できるはずのコミュニティの自助力を見逃す事になる。

本来のニーズを偏った見方で判断し、支援事業自体が不適切で誤った方向に導かれたものになってしまう可能性があり、結果、最も悪いシナリオでは、支援事業が「害」を及ぼしてしまう危険性を持っている」

(DRC Comprehensive Assessment Report Kathy Duryee, Mai Kawaharada 2008 p.15/64)

World Vision  
この子を守り、未来を救う。

ご清聴ありがとうございました

<長嶺 義宣氏パワーポイント資料>

## 高度なプロテクションを行うための基準



紛争地、また暴力が伴う状況下で活動する  
人道・人権機関を対象とした冊子

- ▶ なぜ「基準」が必要なのか
- ▶ その中身とは？

外務省NGO研究会 2011年1月29日(土)



## 赤十字運動の紹介

- ▶ 1859 ソルフェリーノの戦い
- ▶ 1863 赤十字国際委員会(ICRC)の発足
- ▶ 各国で赤十字社の誕生
  - ▶▶ 戦場で負傷した兵士を差別なく救護するための救護団体を組織する
- ▶ ジュネーブ条約の誕生
  - ▶▶ 救護団体が戦場で安全に活動できるような国際的取り決め
- ▶ 1949 ジュネーブ条約 (現在194加盟国)
- ▶ 1977 第一、二追加議定書 (現在167、163加盟国)
- ▶ 2005 第三追加議定書 (現在28加盟国)



## 国際赤十字・赤新月運動のしくみ



ICRC  
赤十字国際委員会  
ICRC

日本の赤十字社  
日本の赤十字社

各国の赤十字社・赤新月社  
National Society

国際赤十字・赤新月社連盟  
IFRC



## プロテクションにおいて遵守されるべき基準



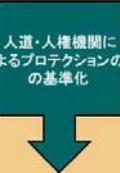
救援・開発において保護側面に考慮する

オーストラリアのNGOが採択した最低基準



人道支援活動において保護要素を盛り込む

スフィア・ハンドブック改訂版に保護を導入



人道・人権機関によるプロテクションの基準化

ICRC主導で作成された専門基準




## なぜプロテクションに基準が必要なのか



## なぜプロテクションに基準が必要なのか

- ▶ 効果的に人々を保護するためには、十分な専門知識が求められる



### なぜプロテクションに基準が必要なのか

- ▶ プロテクション活動には  
かなりの慎重さが求められるため
- ▶ 有害なリスクを最小限に抑えるため
- ▶ 専門性を追求するため
- ▶ 活動の効果を最大限に引き出すため
- ▶ 活動に携わる団体の範囲を限定せず  
多様性を持たせるため




### プロジェクト概要



### プロジェクトの対象

- ▶ 紛争地または暴力が伴う状況下で被害を受けている人々やコミュニティに対し、プロテクションを行う人道・人権機関



### 高度なプロテクション基準の設定



- ▶ 90年代に着手
- ▶ 基準の模索
- ▶ 様々な概念の導入

(click on action buttons)

[プロテクション エッグ](#)
[定義](#)
[手法](#)



### プロテクション・エッグ

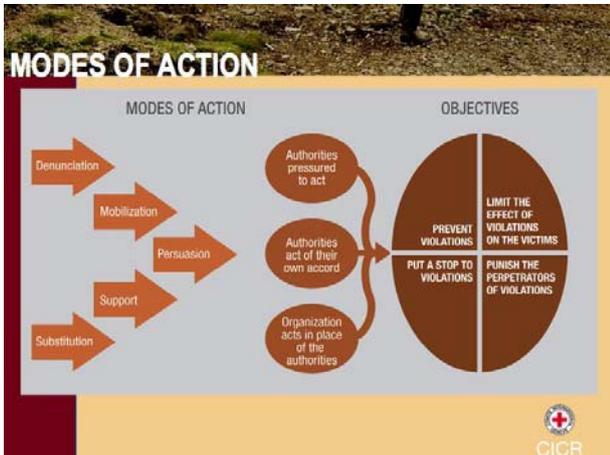



### プロテクションの定義

- ▶ 国際的に確立されている条約(人権法や国際人道法および難民法など)の文言および精神に則って、個人の権利が十分に守られるようにするための活動すべて。

そうした活動を行う際、人権・人道機関は人種、国籍、言語および性別を一切問わず、公平に接しなければならない。





### 正当性

- ▶ 諮問委員会を構成するメンバーの専門性と多様性を重視
- ▶ 多くの意見を反映
- ▶ 人道支援・人権機関の合意

(click on the action button)

諮問委員会

CICR

### 諮問委員会のメンバー

- Amnesty International
- ICRC
- InterAction
- ICVA (since May 2009)
- Jesuit Refugee Service (JRS)
- MSF - Operational Centre Amsterdam
- OHCHR
- Overseas Development Institute
- Patrick Saez (ad personam )
- UNHCR

CICR

### 成果

- ▶ 50 の基準とガイドライン
- ▶ 主要課題とジレンマを補説
- ▶ 前半：概念を説明
- ▶ 後半：技術的な要素を紹介

CICR

### 高度なプロテクションを行うための基準

#### 各章の概要

- ▶ Overarching principles 一横断的な原則
- ▶ Protection architecture 一プロテクションの枠組み
- ▶ Legal base of protection 一プロテクションの法的根拠
- ▶ Complementarity 一補足の必要性
- ▶ Sensitive protection information 一情報の取扱い
- ▶ Professional capacity 一専門的能力
- ▶ Dissemination of the standards 一基準の普及

CICR

横断的な原則

高度なプロテクションに不可欠な原則

- ▶ Humanity 人道
- ▶ Respect for dignity 尊厳の尊重
- ▶ Impartiality 公平性
- ▶ Non-discrimination 差別の禁止
- ▶ Avoiding harmful effects 有害要素の回避
- ▶ Good programming 質の高いプログラム



横断的な原則

採用されなかった原則

- ▶ 中立・独立



慎重な情報の取扱い

- ▶ 証言者や被害者から情報を聴取したり、それらの情報を受理・活用するスタッフが対象



慎重な情報の取扱い

- ▶ 被保護者がより安全に守られること
- ▶ 必要な知識とスキルを身に付けること
- ▶ 個人情報の保護に関する法律を守ること
- ▶ 必要な情報のみを収集すること
- ▶ 自己責任として事前にリスク評価をすること



慎重な情報の取扱い

情報収集にあたって…

- ▶ 目的を明確にすること
- ▶ 情報の再調査
- ▶ 信憑性
- ▶ 正確さ
- ▶ 先入観の有無
- ▶ 差別しないこと



慎重な情報の取扱い

聴取にあたって

- ▶ 事前のリスク分析
- ▶ 政治状況の分析
- ▶ 十分な手順を踏むこと
- ▶ 聴取の趣旨を説明し、同意を得ること (インフォームド コンセント)





【本 NGO 研究会で使用・紹介したプロテクション・スタンダード】

- **Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response Field Testing Version**

<http://www.icva.ch/doc00002448.pdf>

第 3 回ワークショップで使用。オーストラリアの NGO (Caritas Australia, Care Australia, Oxfam Australia, World Vision Australia) が 2008 年に作成した、救援・開発の現場において考慮すべきプロテクション基準を示したハンドブック。



- **The Sphere Project: Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response**

[http://www.sphereproject.org/component/option,com\\_docman/task,cat\\_view/gid,17/Itemid,203/lang,english/](http://www.sphereproject.org/component/option,com_docman/task,cat_view/gid,17/Itemid,203/lang,english/)

第 4 回ワークショップおよびシンポジウムで使用。1997 年に人道援助 NGO と国際赤十字・赤新月運動によってプロジェクトが開始され、2000 年にハンドブック第 1 版を、2004 年に第 2 版を発行。人道憲章と災害援助に関する最低基準を掲載。2011 年 4 月に第 3 版に改定予定であり、最新版では新たにプロテクション原則を規定した新章が挿入される。



- **Professional Standards for Protection Work**

<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/publication/p0999.htm>

第 4 回ワークショップ参考資料、シンポジウム長嶺氏発表内容。赤十字国際委員会 (ICRC) が中心となってプロテクション専門機関らが 2009 年に作成した、プロテクションに関する 50 の基準とガイドライン。上記 2 つが、人道支援活動という実践を志向したプロテクション基準である一方、こちらはプロテクション専門機関によるプロテクションの基準化が図られたプロフェッショナル・プロテクション・スタンダードとなっている。





2010年度 外務省 NGO 研究会 報告書  
「マイノリティ支援」  
2011年3月発行

発行 外務省国際協力局民間援助連携室

編集・事務局 特定 NPO 法人 難民支援協会  
〒160-0004  
東京都新宿区四谷 1-7-10 第三鹿倉ビル 6階  
TEL:03-5379-6001 FAX:03-5379-6002  
URL: <http://www.refugee.or.jp/> E-mail: [info@refugee.or.jp](mailto:info@refugee.or.jp)

印刷・製本 株式会社ミツワ

©2011 Japan Association for Refugees Printed in Japan



認定NPO法人 Japan Association for Refugees  
**人 難民支援協会**